

令和3年第6回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和3年12月6日若狭町議会第6回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 河原典史

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	政策推進課長	竹内正
観光未来創造課長	泉原功	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレオ文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本斉	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

(午前 9時24分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番、藤田正美君、8番、熊谷勘信君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（今井富雄君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、7名の皆様から通告がありました。簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、2番、川島富士夫君、8番、熊谷勘信君、4番、倉谷明君、6番、藤田正美君、13番、北原武道君、5番、増井文雄君、3番、西村毅君の順に質問を許可します。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策としてマスクの着用をしておりますが、発言を明確にするために、質問者及び答弁者は、発言台ではマスクを外すことを許可します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、10時27分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、おはようございます。

公明党の川島です。令和3年第6回議会定例会一般質問のトップバッターになります。どうぞよろしくお願いいたします。

通告書に従い、大項目で3点、質問をさせていただきます。

1点目は「新型コロナウイルスワクチン接種について」、2点目に「子宮頸がんワクチン接種について」、3点目が「少子化の抑制について」でございます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

大項目の1点目、「新型コロナウイルスワクチン接種について」お伺いします。

猛威を振るっていた新型コロナウイルスですが、第5波が過ぎて、ここに来て、県内はもとより国内にあっても落ち着きを見せております。だからといって、ここで安心・油断があっては、第6波も懸念されるところです。

本町にあっては、終息したのではないかというくらい、コロナ感染に関しては平穏な日々を過ごしています。

そこでお伺いします。

現時点での新型コロナウイルスワクチン接種の状況について、次の5点を踏まえて御答弁ください。

1 2歳以上の本町の人口に対する接種率

2回の接種について漏れはなかったのか。

若者に対する接種促進の対策はあったのか。

アナフィラキシー等の副反応の状況はどうであったか。

健康被害救済制度への申請はあったのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、順調に接種が進んでおり、おかげさまで、現時点でおよそ9割の方が接種を終えられております。

ワクチン接種に際し、これまで町民の皆様をはじめ、医療従事者、関係者の皆様の御理解と御協力に改めて厚く御礼を申し上げます。

また、現在も新たに12歳を迎えた方や未接種の方に対して3週間ごとにワクチン接種を実施しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、一日も早い終息を願ってやまないところでございますが、当町でも県の対策指針に基づき、感染対策の啓発を図るとともに、3回目のワクチン接種におきましても、順次、準備を進め、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

なお、御質問の詳細につきましては、保健医療課長から答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

12月1日時点での12歳以上の人口に対する接種率は、1回目90.2%、2回目は89.5%です。

2回目の接種について、漏れはないかの御質問ですが、全戸に配布しましたチラシに掲載しており、希望者には、漏れることなく接種の機会を設け、御案内させていただいております。しかしながら、1回目の接種後、2回目の接種の申込みをされておられない方もおられます。

若者に対する接種促進の対策といたしましては、土曜日や日曜日の集団接種の機会を設けました。

また、中学生、高校生、大学生などには、7月、8月の夏休み中に接種の機会を設けました。そこで、若い年代の方が多く接種することができております。

副反応については、接種直後のアナフィラキシー反応はありませんでしたが、気分が悪い、吐き気、頭痛などの症状を訴える方が58名おられ、医師や看護師などによる経過観察等の対応をまいりました。

健康被害救済制度については、3名の方から相談があり、そのうち1名の方から、10月に予防接種法に基づく医療費、医療手当請求書等の提出がございました。

11月18日に若狭町予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査資料、請求書の事務的審査の後、県を通じて厚生労働省に提出していく予定でございます。

今後は、国の認定審査会が審査し、厚生労働省が認定の可否を決定する手順となっております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。丁寧に、また確実に御対応をいただいていることがよく分かりました。特に健康被害救済制度への申請がされてきたときに、親身になって被害者の方に寄り添い、御対応をいただいたことと推察いたします。引き続き優しい御対応をよろしくお願い申し上げます、次の質問に移ります。

国内で初確認されるなど、オミクロン株が世界に広まる中、本町でも3回目の追加ワクチン接種が始まります。感染症の専門家は、「既存ワクチンはオミクロン株に対してもある程度の効果が期待できる。3回目接種は非常に重要だ」と指摘しています。本町

の3回目接種に向けてお伺いします。

次の4点を踏まえて御答弁ください。

3回目接種者への接種券発送の準備状況はどうか。

医療従事者への接種について、県との調整はできているのか。

3回目接種も集団接種と個別接種の体制で行うのか。

1回目、2回目と同じ種類のワクチンを調達できるのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

3回目接種への接種券は、1回目、2回目のときに先行接種しました医療従事者と高齢者施設の入所者、従事者の方に11月25日に発送を完了しております。

1月には、65歳以上の高齢者、2月には、18歳から64歳の方に順次、発送していく予定となっております。

医療従事者への接種については、県が調整しておりますので、その動向によって、接種会場がそれぞれ決まる予定となっております。

今後、町の接種対応につきましては、1、2回目と同様に集団接種と個別接種の両方を予定してございます。

1、2回目のワクチンはファイザー社製でございましたが、今後、自治体で実施するワクチンについては、国はモデルナ社製のワクチンも接種可能と示しており、混在することが予想されております。

これにつきましては、現在、まだ明確な供給情報がございませんので、今後、供給状況を踏まえて、混乱しないための啓発について、国や県の動向をしっかりと注視してまいりたいと思います。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。1回目、2回目に接種したワクチンと違うワクチンを3回目に接種する、いわゆる「交差接種」を予定している自治体もあると聞いております。多くはファイザー社製ワクチンとモデルナ社製ワクチンとの「交差接種」ですが、この2つのワクチンは、保管方法や取扱い方が違うため、現場が混乱するのではないかと心

配する声も上がっております。また、1回目、2回目と同じ種類のワクチンを3回目も希望するという方が多いのではないかと思います。本町が「交差接種」になったときには、丁寧な説明と慎重な御対応をお願いいたします。

次の質問に移ります。

ワクチン接種に関係する予算等について、次の2点を踏まえて御答弁ください。

これまでのワクチン接種体制確保のため、国は10分の10の負担で運営してきましたが、自治体によっては、地方創生交付金を活用しているところもあるようなのですが、本町では、予算的に十分確保されてきたのか。

次の3回目接種体制のために必要な予算確保の見通しはどうか。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

これまでの2回の接種については、全額、国庫補助金及び負担金により実施しております。3回目の接種分の一部は令和3年12月補正予算に計上し、残りは令和4年度当初予算で計上していく予定でございます。

これら全ては全額、国庫での対応となっております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。3回目のワクチン接種に対しましても、希望者全員が事故なく接種を無事受けられますよう、関係者、スタッフの皆様には大変お世話になりますが、最大の御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、大項目の2点目です。

「子宮頸がんワクチン接種について」お伺いいたします。

厚労省によると、子宮頸がんになる女性は、年間およそ1万1,000人、毎年3,000人近くの方が亡くなっています。そこで、子宮頸がんなどの主因となるヒトパピローマウイルス（HPV）であります。感染症を予防するワクチンが開発されました。

この子宮頸がんワクチンは、2010年から公費による助成が始まり、2013年4月に小学校6年生から高校1年生の女子が原則無料で受けられる定期接種の対象となりました。そして、接種を積極的に促していました。国による積極的勧奨です。

しかし、接種後に全身の痛みやしびれなどの症状を訴える人が相次ぎ、同年6月に案内を送って接種を促す積極的勧奨を中止しました。そのため、現在の高校2年生から20代半ばの女性は、無料で接種できることを知らないまま、対象年齢を超えてしまった人もいます。

厚労省によると、年によってですが、この年代の女性が受ける接種率が1%未満に低迷したということです。その後、ワクチンの安全性を示すデータが増えてきて、専門家や当事者から、無料で接種できる時期を過ぎてしまった人への救済措置を求める声が上がりました。

もともとワクチンの接種そのものが中止されたわけではありませんが、接種を促す個別通知ができなかったなど、情報が十分に届かなかった時期があったことも事実ですので、政府として、積極的勧奨の再開に踏み切り、この11月12日に厚労省の専門部会において、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨を再開することを決定しております。

この積極的勧奨の中止期間の8年間は、自治体により、その対応が様々であったようですが、その間、本町ではどのような対応をされてきたのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスは、人にとって特殊なウイルスではなく、多くの人々が感染し、そして、その一部が子宮頸がん等を発症するものです。

ワクチンでヒトパピローマウイルス感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって、子宮頸がんを早期発見し、早期治療することで発症や死亡の減少が期待できるものです。

当町でも、平成25年4月から対象者の12歳から16歳の誕生日を迎える女子にワクチン接種の案内をしております。

しかしながら、全国では、ワクチン接種後に体調不良などの症状を訴える人が相次ぎ、平成25年6月に国から積極的勧奨の差控え通知があり、対象者に対して案内を中止しております。

それ以降は、町の広報紙で年1回のお知らせをし、申込者に対して予診票を送り、接種希望者には接種していただいております。

令和2年10月には、国からの通知により、16歳の誕生日を迎える女子に対して、定期接種対象最後の年度になる案内の旨を通知を送付しております。

今年度につきましては、ワクチンの供給状況により、12歳、15歳、16歳の誕生日を迎える女子に対して、接種対象になる旨と接種期間の案内通知を送付しております。

その中で、接種希望の申込みをされました方に対しては、予診票を送り、接種していただいております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。国の積極的勧奨が中止になった後でも、本町では、年に一度お知らせをしていたという御答弁でした。ただ、年に一度ですと、見落としや聞き漏らししたりして、「知らなかった」という場合もあったのではないのでしょうか。原則、無料で接種できる時期を逸してしまった女性に、改めて無料で接種できる機会を設ける方向で厚労省が検討をしていますが、そうなった場合に本町の対象者というのは何人いらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

山口保健医療課長。

○保健医療課長（山口 勉君）

それでは、お答えいたします。

平成25年からの対象年齢は、平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれまでの女子となりますので、対象者数は555人です。そのうち接種をされた方は123人ですので、御質問の対象者は432人となります。

今後の国の動向などを注視してまいりたいと思います。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。そうなった場合に対象者全員に通知が届くよう御尽力いただきたいと思います。

私の知っている方で、若くして子宮頸がんで亡くなった方もいらっしゃいます。このワクチンを打っていれば、救われた命であったかもしれません。

厚労省によりますと、「子宮頸がんで亡くなる人は1万人当たり30人、このうちワクチン接種によって、最大21人の死亡が避けられると推計」しています。しつこいようですが、対象者の方全員に漏れなくワクチン接種の機会を与えていただけるように、案内が届くように切にお願いをいたします。

最後の質問です。

大項目3点目、「少子化の抑制について」お伺いいたします。

渡辺町長は、今年6月の議会定例会において施政方針を述べられています。その中で、「少子化・人口減少化」について「困難な現実」としながらも、「減少スピードを抑えながら」「私の使命として」「進めたい」と表明をされました。

また、第2次若狭町まちづくりプラン（若狭町総合計画）ですが、これには、将来にわたっての基本構想や基本計画が記載されています。構想というのはあくまでも理想ということであろうかと思えます。計画というのは違います。目標を達成するためのプロセスを示すことだと思っていますが、第2次若狭町まちづくりプランにおける「少子化を抑制する」という計画が漠然としているように感じます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員から、少子化抑制に関する御質問をいただきましたので、お答えいたします。

昨年10月に実施されました国勢調査については、本年6月に速報値が発表され、当町は人口1万4,019人となり、5年前の前回調査より1,238人減少し、県内では最も大きい減少率となりました。

人口減少は全国的に進んでいるところではございますが、平成27年に策定いたしました人口ビジョンの推計値を下回る結果となり、当町の抱える最も大きな課題となっております。

人口の減少には、町外への転出が転入を上回る「社会的減少」と死亡者数が出生者数を上回る「自然減少」の2つの要素がございます。

若狭町の現状を見てもみると、人口減少のうち、約6割を自然減少が占めております。

また、社会的減少数は10年前とほぼ変わらないのに対し、自然減少数は26%も減少が進んでおり、当町の人口減少は自然減少に起因しているものと考えられます。自然減少については、高齢者人口が多いことや少子化の進展が影響しております。

若狭町の少子化の現状でございますが、平成22年度、10年前の出生数は122人でしたが、昨年度は87人と約3割減少しております。

このような状況を踏まえ、平成30年に策定いたしました第2次若狭町総合計画では、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を町の将来像に掲げ、「次世代の活動環境を創造

する」ことを基本戦略の一つとして、人口減少に対応したまちづくりを推進しております。

特に「安心できる子育て環境づくり」を重点施策に位置づけ、子育て支援の取組を強化するとともに、次世代が暮らしやすい環境づくりを掲げる中で、出会いの機会づくりなどの結婚促進や住宅団地購入補助など、子育て世帯への各種支援を行っております。

これらの施策の成果といたしまして、若狭瓜割エコ住宅団地については完売となっており、子育て世代の定住に手応えを感じているところでございます。

第2次若狭町総合計画については、令和14年を基本構想の目標年次とする中で、5年ごとに基本計画を策定しております。

現行の前期基本計画が令和4年度で終了することから、本年10月より中期基本計画の策定作業に着手させていただきました。

特に人口減少対策は今回も大きなポイントであると認識しており、計画づくりには、若者や子育て中の方、移住者の方、専門家から御意見をいただき、少子化対策をはじめとする人口減少対策について、しっかりと焦点を当てた計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。御答弁の中に、「人口減少の要素の一つに“自然減少”を挙げられ、その“自然減少”が6割を占める」とありました。

私の単純な考えですが、出生数が増えれば、“自然減少”を止められるということでもあろうと思います。また、少子化に進むか進まないかの分岐点を合計特殊出生率の数値で表すと、「2.1」だと言われていています。この数値を目標にしてはどうでしょうか。合計特殊出生率が「2.1」を超えれば、少子化にストップがかけられるので、本町の合計特殊出生率、現在は「1.7」ぐらいでしょうか。それを今後5年かけて「2.1」にする。そして、次のステップで「3.0」にするなど、具体的な数値を目標にするということに関して御見解をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、年

年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯、何人の子供を産むかの推計をしたもので、少子化の目安の一つとなっております。

議員御指摘のとおり、この数値が2.1以上であれば、人口は維持できるとされております。

昨年7月に発表された平成25年から平成29年までの全国の合計特殊出生率は1.43であり、福井県は1.61、若狭町は1.62で、当町は全国より高い数値となっております。また、その10年前は1.65であり、数値的にはほぼ変わっておりません。

一方、15歳から49歳までの女性の人数でございますが、同じ10年間で528人、率にして17%減少しており、当町の少子化は、女性の人数が減少していることに影響されているものと考えられます。

このようなことから、合計特殊出生率は、少子化対策を進めていく上で一つの参考指標として活用するとともに、次世代が住みやすい環境づくりを進める中で、若者や女性の定住率などを重要な指標としながら、人口減少対策を有効かつ着実に推進できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。本町で毎月刊行されています「広報わかさ」の中に「人のうごき」欄があります。そこには、「前月比と前年比の人口の推移」が記載されています。毎月、マイナスを目にするにつけ、思いのほか早いスピードで人口減少が進んでいることに、「何とかしなければ」と思うのですが、この思いは私1人ではないと思います。私は、「合計特殊出生率を上げることが人口減少の抑制になる」論者ですので、この思いが強いです。

次の質問に移ります。

今、本町では、赤ちゃんがお生まれになった御家庭に対して「出産祝い金」として3万円を給付しています。非常にいいことだと思いますが、生まれたばかりの赤ちゃんに下水道料金もかかってきます。なので、せっかくの「出産祝い金」のうれしさが半減している御家庭もあるようです。「出産祝い金」を思い切って、例えば、20万円とかに増額をすると、出生率が上がるのではないかと思うのですが、御見解をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

さきの6月議会一般質問におきまして、「子供支援及び子育て支援」の施策の中で、町の支援制度としては、出産祝い金と絵本引換券をお渡しする、赤ちゃんスマイル事業等について御説明をさせていただきました。

出産祝い金のこれまでの経緯につきましては、平成17年度から始まり、当初は第5子以降に100万円を支給しておりました。平成19年度からは、出生児に対し5万円の支給、平成30年度からは、乳児用品の購入費に対して上限3万円の助成を行ってまいりましたが、申請方式の見直しや緩和等の御意見もあったことから、令和3年度からは、祝い金として3万円を支給する形に見直しを行っております。

祝い金の増額支給につきましては、議員から御提案もいただきましたが、財政状況などを見据えながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

若狭町では、子供一人一人の幸せと心豊かに健やかな育ちを実現することを目指し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない子育て世代への支援に取り組んでおります。

今後も子育て支援の取組につきまして、幅広く町民の皆さんにお知らせするとともに、子育て世代の方々の御意見をお聞かせいただけるよう、リブラ若狭とパレア若狭のそれぞれの子育て支援センターに12月から子育て意見箱を設置させていただきました。御意見をきめ細かくお聞かせいただき、子供たちの健やかな成長と子育ての不安解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。厳しい財政の中、必死にやりくりいただいていることは理解をしているつもりでございます。

また、本町の子育て支援も素晴らしいのですが、公明党も「子育て支援」には全力投球をしています。「出産育児一時金の増額」「未来応援給付金」「子ども応援トータルプラン」など、0歳から大学まで切れ目のない応援政策がこの後も出てくると思いますので、そのときに私のこの提案を御検討していただけることに期待をして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

(午前10時02分 休憩)

(午前10時07分 再開)

○議長（今井富雄君）

再開します。

8番、熊谷勘信君。

熊谷勘信君の質問時間は、11時8分までとします。

○8番（熊谷勘信君）

皆さん、おはようございます。

12月定例会の一般質問として、2点、町長、教育長の見解をお伺いします。

今回は、「コロナ禍における不登校、ひきこもり生徒等への対処について」、そして、「若狭広域で実施する可燃ごみ施設の今後の運用とエコクル美方の今後の活用について」の2点です。それぞれの確な回答をお願いします。

まず、「コロナ禍における不登校、ひきこもり生徒等への対処について」ですが、新型コロナウイルス感染症については、10月半ばからワクチン接種の効果があつてか、全国的でも感染者数が一気に減少し、県内でも警報の解除以降、感染者の報告は落ち着きを見せております。この状況に合わせて、事業所の営業時間の短縮要請や会食の人数制限も解除され、飲食店では少しずつにぎわいを取り戻しつつあるように感じております。

一方では、新型コロナウイルス感染症の予防としては、治療薬の実用化をするため、その治療効果や安全性を検証するための治験や臨床研究が進んでおり、一部には承認されたものもあります。

また、ワクチン接種については、今月から3回目の接種が始まるなど、この先、少しずつではありますが、ふだんの日常生活が戻ってくることを願っているところでございます。

そうした中で、文部科学省は、全国の小・中学校と高校、それに特別支援学校を対象に、不登校やいじめ、自殺などの状況を毎年調査しており、このたび、昨年度の結果を公表しました。

その内容を見ると、私が質問する不登校について、学校を30日以上欠席した不登校の小学生の人数は、前の年度から1万5,000人近く増えて19万6,127人と過去最多となっております。

また、不登校の子供の割合も、この10年で小学生は3倍に増えて100人に1人、

中学生は1.5倍に増えて24人に1人となっております。

そうした点を踏まえると、若狭町内でも、ひきこもりや不登校といった児童生徒も少なからず存在すると感じています。

特に今回の結果を受け、文部科学省の児童生徒課長は、「結果からは、コロナ禍による学校や家庭の環境変化が子供の行動に大きな影響を与えていることがうかがえる」との見解を示しております。

そこで、最初に、若狭町内では、ひきこもりや不登校といった児童や生徒がどの程度いるのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えします。

まず初めに、若狭町の不登校、ひきこもり児童生徒の対応につきましては、若狭町教育振興基本計画の一つの方針「学校教育の充実」の中で、「誰もが安全・安心で楽しく学べる教育」を推進し、不登校の「未然防止」「初期対応」「自立支援」の3つの施策を立て、取り組んでいます。

基本である「未然防止」「初期対応」として、月に3日欠席した児童生徒の把握をし、早期の段階で支援会議を持つなど、組織的に対応しています。

また、校種間連携など、発達段階に応じたきめ細かい情報の共有も重視しています。

「自立支援」としましては、外部人材や子育て支援センター、適応指導教室など、関係機関と連携した支援を強化しています。

しかしながら、生活環境、家庭環境等、様々な要因から、欠席日数が続く児童生徒がいることも現状です。

これからも、不登校、ひきこもりの児童生徒がいない、誰もが安全・安心で楽しく学べる学校づくりを学校や関係機関と連携しながら取り組む必要があると考えております。

なお、町内における不登校、ひきこもり児童生徒の実態については、教育委員会事務局より答弁させていただきます。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、私のほうから、町内における不登校、ひきこもり児童生徒の実態についてお答えします。

文部科学省で毎年度行っております児童生徒の問題行動・不登校調査におきまして、令和2年度の全国の小・中学校で、30日以上登校しなかった不登校者数は、前年度より1万4,885名の増加で19万6,127名となり、8年連続で増加となっております。

福井県内では、前年度より29名の増加で866名となり、全国と同様に増加が続いている状況となっております。

そのような中、若狭町における小・中学校の不登校者数は、前年度より1名の減少で11名となっております。新型コロナウイルス感染防止のため、臨時休業措置を行った昨年度を含んだ過去5年間で見ても、十数名程度と同じような状態となっております。

また、登校しなかった日数が30日に満たなかった不登校傾向が見られる児童生徒、登校はできてはいるものの保健室等、別室登校が続いている児童生徒も含みますと20名程度となり、この人数も過去5年間、同じような状態となっております。

ひきこもりの児童生徒につきましては、1か月以上、全欠席状態の児童生徒がひきこもりと捉えられ、それに該当する児童生徒も数名いることも現状でございます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勸信君。

○8番（熊谷勸信君）

町内の人数について御答弁をいただきましたが、その原因は、国の見解では、「コロナ禍による学校や家庭の環境変化が影響している」とあるように、今後、コロナ禍でひきこもり人口の増加に拍車がかかるのではないかと懸念もあります。

町でもそうした現象が起こっているのか、その分析を行うなど、状況の把握を行っているのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、不登校、ひきこもりの原因の把握についてお答えします。

文部科学省の調査によりますと、令和2年度の全国小・中学校における不登校の要因としましては、「無気力・不安」が46.9%で最も多く、次に、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が12.0%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が10.6%、「親子の関わり方」が8.9%、「学業の不振」が5.4%が主なものとなっております。

令和元年度の調査に比べ、「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の

要因が増えていることから、コロナウイルス感染対策による学校の臨時休業、夏季休業の短縮による生活リズムの乱れや感染対策のため、多くの行事等が中止になったことなどにより漠然とした不安を覚えたことや、無気力で何となく登校しないことが不登校者増加の要因とも考えられています。

若狭町での要因も全国の要因と同じく「無気力、不安」が多く、次に、「入学、進級時の不適応」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」となっていますが、この要因はコロナ禍になる前年度とあまり変わりがないことから、大きな影響が出ているとは考えづらい状況となっております。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

では、次に、ひきこもりや不登校といった児童生徒の保護者や家族の方々は、そうした事実に関心を痛めておられると思うわけですが、町では、対象の児童生徒にどのように接し、どのような対策を講じているのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、対象児童生徒への具体的な対応についてお答えします。

若狭町での対策としましては、全小・中学校に相談室を設置し、児童生徒の悩みを相談しやすい環境づくりをしており、学校長の指揮の下、担任、学年主任、養護教諭、学習支援員等、連携して対応しております。

また、福井県から派遣されているスクールカウンセラー2名により、児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言、援助、カウンセリング等に関する情報収集、提供を学校内で行い、児童生徒の心に寄り添い、精神面で支えています。

ほかにも同じく福井県から派遣されているスクールソーシャルワーカー1名により、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを学校だけでなく家庭への訪問により、相談、情報提供、代弁をし、学校への支援、助言等を行い、児童生徒を取り巻く環境を変える手助けをしています。

このような支援体制を学校教職員が中心となり、早期発見ができる体制や支援が行える体制を築き、関係機関と連携し、児童生徒一人一人に応じた、きめ細やかな支援が行えるよう取り組んでいます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

最後に、対象者は安心して過ごせる空間を求めているのではないかとも思うわけですが、町にはそうした子供たちが主体的に過ごすことのできる空間、居場所はあるのか、お伺いします。

また、対象者、その保護者が気軽に相談できる場所が確保されているのかも伺います。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、対象児童生徒が安心して過ごせる居場所、保護者との相談できる場所についてお答えします。

児童生徒が安心して過ごせる場所としては、まず学校であり、教室に入ることができない児童生徒については、保健室や相談室等、別室で対応し、教室に復帰できるよう支援を行っております。

また、先ほどにもお答えさせていただきましたとおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教職員等が相談室等で相談をさせていただいております。

学校以外での児童生徒が安心して過ごせる居場所や相談場所としては、「適応指導教室」を若狭ものづくり美学舎に設置し、児童生徒が学校生活に復帰できるよう支援することを目的に、学校と連携を取り、個別カウンセリングや教科書を用いた指導、集団での指導などを計画的かつ組織的に行っております。

また、児童生徒や保護者が家庭から相談できる場所としては、福井県で行っております「24時間電話相談」や嶺南教育事務所が行っている「教育相談」、全国共通の「24時間子供SOSダイヤル」での電話相談窓口と、福井県で行っております中高生向けの「LINE相談」でのSNS相談窓口があり、学校を通じて定期的に児童生徒と保護者に周知しております。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

ただいま、それぞれの質問に御回答いただきました。今後におかれましても、悩む家庭をきめ細かく把握していただき、充実した対応を考えていただきたいと思いますところがあります。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、「若狭広域で実施する可燃ごみ施設の今後の運用とエコクル美方の今後の活用について」、現状を踏まえ、質問をいたします。

住民に密接する話題ですので、現状をできる限り詳しく答弁をお願いします。

ガス化溶接施設、いわゆる可燃ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、堆肥化施設を持ち合わせたエコクル美方は、万全の公害防止対策を期し、今日まで地域住民にとっては、なくてはならない施設として利用されています。

そうした中、若狭町以西の1市3町で構成する若狭広域行政事務組合において、ごみ処理施設等広域的な枠組みで経費等の削減を図る体制が構築されました。

まずは可燃ごみの焼却施設の建設が高浜町で進められ、令和5年4月から運用が開始されます。高浜町に可燃ごみ施設ができることで、位置的には一番西側となり、若狭町からは距離的にも最も施設から離れた場所となることから、日笠地係に中継施設が建設され、そこに搬入すると伺っております。

これまでエコクル美方に直接搬入していた個人の方も多く、特に飲食業や旅館、民宿を営む方々にとっては、中継施設への持込みにしても、これまでに比べ時間もかかり、不安の声も上がっているのが現状であります。

そこで、最初に、若狭町に建設される可燃ごみ中継施設について、どのような機能を持ち合わせるのか、施設の概要と建設に向けた現在の進捗と現状をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、エコクル美方の運営につきましては、常日頃、地元の皆様の御理解を賜り、稼働することができておりますことに感謝を申し上げます。

現在、若狭町以西の4市町で組織する若狭広域行政事務組合で整備を進めております可燃ごみ処理施設につきましては、高浜町水明地係において、令和5年4月の本格稼働に向けて、鋭意、建設工事を進めております。

また、この可燃ごみ処理施設が構成市町の最も西側の高浜町に整備されることから、ごみ運搬の効率性や利用者の利便性などを考慮し、構成市町の東側に、ごみ中継施設を整備することとしております。

当施設につきましては、若狭町日笠地係に地元日笠区と地権者の皆様の多大なる御理解と御協力によりまして、こちらも令和5年4月の稼働に向けて、整備の準備を進めて

いるところでございます。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

なお、御質問の詳細につきましては、環境安全課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

可燃ごみ処理施設の建設場所が、組合を構成する4市町の西側、高浜町に決定したことから、4市町全部のごみを処理施設に持ち込むには、距離が50キロメートル以上と遠くなり、運搬が効率的でないなどから、ごみの中継施設を4市町の東側、若狭町と小浜市の市町境付近の若狭町日笠地係に計画いたしました。

主に、若狭町と小浜市から持ち込まれる1日25トン余りのごみを5.5トン積むことが可能な大型の運搬車両で、若狭町から高浜町まで、1日に四、五台と効率的に運搬する計画でございます。

現在は、土地収用法に基づく「事業認定」という手続を実施中で、今月上旬には、この手続が完了し、用地買収などの契約関係を進める予定でございます。

その間、造成計画や実施設計につきましても並行して進めていき、令和5年4月の稼働に向けて進めていく計画でございます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、可燃ごみの分別方法については、これまでの一般質問等でも答弁をいただき、その際には、分別の方式は「広域ごみ焼却施設に係る仕様検討委員会」において分別方式を決定すると伺っておりますが、検討委員会でどのようにまとめられ分別方式ではどう決定されたのか、伺います。まだ決定されていないのなら、いつ頃、決定する見込みなのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

可燃ごみの取扱い範囲につきましては、「広域ごみ焼却施設整備検討委員会」等、施設建設計画に係る各種委員会において検討されてきたところでございます。

今回、整備する可燃ごみ処理施設につきましては、ごみの焼却により発生する熱エネ

ルギーで「発電することができる施設」ということを大きなテーマとして検討してまいりました。

このことから、これまで当町の上中地域や小浜市、高浜町、おおい町で分別収集してきた「その他プラスチック類」を焼却することが、エネルギー回収の面からも、またコストの面からも最も効率的となることから、「その他プラスチック類」を「可燃ごみ」とすることとしたところでございます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

これまでの分別方式を変更するという事は、長年利用してきた地域の住民にとっても大きな変更となり、分別の徹底を図るための理解と協力が必要不可欠と考えますが、周知、協力について、どのような方法を考えているのか。例えば、行政チャンネル等を使った動画による配信も一つの方法と思いますが、この点も含め、町の考えをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えいたします。

今後、可燃ごみの詳細な分別内容や収集内容が決まっていりましたら、地区懇談会等の説明会を設けて周知を行いたいと考えております。

また、ごみ分別収集の手引きの冊子等の作成や、広報誌やホームページの掲載による周知も併せて行っていきたいと考えております。

議員御提案の行政チャンネルを使った、そういった周知につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

次に、令和4年度の施設の具体的な運営についてですが、現在の予定では、美浜町が敦賀市との可燃ごみの共同処理を今年4年度から始めると聞いております。そうなれば、美浜町分の現在の施設へのごみの持込み量はなくなり、若狭広域で取り組む新たな可燃ごみ処理施設の稼働は令和5年4月となっており、令和4年度は若狭町単独で施設を運営することになります。

これまで可燃ごみの処理経費を美浜町と分担していたものが、来年度に限っては若狭町だけが負担することになり、ごみ処理費用は大きくかかるように感じます。今年度と比較して、どの程度の増額になるのか、また経費を抑える手段を考えているのか、御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

これまでエコクル美方で共同処理してまいりました美浜町の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみにつきましては、令和4年4月から敦賀市の処理施設で共同処理することとなっております。

このことから、令和5年4月からの若狭広域行政事務組合の可燃ごみ処理施設の運用が開始するまで、三方地域の可燃ごみをこれまでどおり処理するためには、町単独でガス化熔融施設で焼却することになります。

しかしながら、単独で焼却いたしますと、費用面の負担が大変大きくなることから、費用面で優位となる県外の民間事業者処理を委託し、処理することを検討しております。

なお、経費につきましては、現在、詳細に詰めておるところでございます。

また、この場合、収集車で収集したごみやエコクル美方に直接持ち込まれたごみを大型の運搬車に積み替える必要がございますので、当施設で積替え作業を行う予定をしております。

なお、若狭広域行政事務組合の可燃ごみ焼却施設の運用が開始される令和5年4月から、エコクル美方ガス化熔融施設については、運転を停止する予定でございます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

令和4年度は、経費の増大もあり、処理の方法も工夫されとの答弁でありました。

次に、建設中の可燃ごみ焼却施設は、令和5年4月から若狭広域行政事務組合の運営の下で稼働されます。

新しい施設が稼働すると、現在のガス化熔融施設（可燃ごみ焼却施設）は取壊しになると考えられます。しかしながら、エコクル美方には、可燃ごみ処理施設のほかにリサイクルプラザや堆肥化施設もあります。立地集落と締結された協定に基づく運転の期限

が迫る中で、これらの施設の今後の運用について方針を決定しなければならないと考えます。

以前の一般質問で同様の質問をいたしました。当時は、「設置の目的や費用対効果、そして、地元集落との協定に基づく使用期限などの様々な要件について検討したい」との答弁でありました。それぞれの施設ごとに、その後の検討結果も踏まえ、現時点の状況について、町の見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、熊谷議員の御質問にお答えをいたします。

エコクル美方の各施設につきましては、地元地域の皆様の多大なる御理解と御協力をいただき、操業することができております。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

今後のエコクル美方の各施設の運用についてですが、先ほど環境安全課長が答弁いたしましたとおり、ガス化溶融施設については、令和5年4月より運転を停止する予定としております。

次に、リサイクルプラザにつきましては、現在、当施設で処理している資源ごみ・不燃ごみにつきましても、今後、若狭広域行政事務組合において、処理施設の整備を検討してまいります。現時点においては、当分の間、各市町の施設において処理することとなっておりますので、今後もリサイクルプラザでこれらの資源ごみ・不燃ごみの処理を行わせていただきたいと思いますと考えております。

次に、堆肥化施設につきましては、この施設が畜産農家の営農に大きく関わっており、嶺南地域では、新たに若い方が意欲的に畜産農家に参入し、取り組んでおられます。これまで、当施設では、畜産廃棄物から堆肥を生産し、農地の土づくりや有機栽培等へと地域農業に還元させていただきました。

また、畜産農家と周辺地域の衛生面の良好な環境維持に貢献するとともに、もみ殻を堆肥化の材料として受入れし、農家の農産廃棄物の処理と有効利用に貢献してまいりました。このことから、今後も堆肥化処理施設で畜産廃棄物等を処理させていただきたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今後も住民の皆様の利便性を考慮しながら、広域化の効果を最善に考え、また、検討を重ねながら、丁寧な説明を心がけ、ごみ処理をはじめとする廃棄物処理の適正な運営に努めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

幾つかの質問への御答弁をいただきましたが、町民の皆様が気持ちよく利用のできるように、また、安心・安全な日々で運用できるよう十分御検討していただきたいと考えております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

4番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、11時54分までとします。

○4番（倉谷 明君）

皆さん、おはようございます。

小・中学校、保育所（保育園）の今後についてお伺いします。

まず、1点目です。

2020年の国勢調査（速報値）では、若狭町の人口が1万4,019人で、5年前の前回調査からの人口減少率は県内ワーストワンのマイナス8.11%でした。人口の現状分析、将来の推計人口等を踏まえ、人口減少・高齢化に対応した若狭町らしいまちづくりを目指した若狭町総合計画「まちづくりプラン」を策定し、進行中と思います。

若狭町総合計画は行財政運営の長期的な指針であると認識していますが、若狭町行財政改革プラン（2018～2022）との関係性、整合性について説明をお願いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

倉谷議員から、総合計画と行財政改革プランとの関係性及び整合性に関する御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

現在、第2次若狭町総合計画・前期基本計画は、平成30年度から令和4年度の計画であり、若狭町行財政改革プランと同じ計画期間となっております。

総合計画は町の最上位計画であり、町の大きな方向性や目標や施策を示したもので、

行政の基本的な指針となるものであります。

これに対しまして、若狭町における行財政改革プランは、総合計画の目標を効率的に達成させるための行財政の運営方法を示したもので、歳入の増加策や歳出削減に特化した健全財政の構築に向けた在り方を示しております。

比較するレベルは違うものの、総合計画に沿った形で行財政改革プランは策定されており、この行財政改革プランの目標達成につきましても、引き続き職員と一丸となって実行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。総合計画は基本指針で、目標達成の運営方法を行財政改革プランが示し、形あるものになっていること、分かりました。

それでは、2点目です。

町の大きな方向性を示す第2次若狭町総合計画の中期基本計画（2023～2027）策定委員会が始動しましたが、委員の構成について説明をお願いします。

また、委員会では、現在進行中の行財政改革プランの検証、分析も含まれるのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

竹内政策推進課長。

○政策推進課長（竹内 正君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えいたします。

まずは、総合計画策定委員の応募状況と委員の構成に関する御質問についてお答えいたします。

初めに、総合計画策定委員の応募状況ですが、2名の方から応募があり、策定委員として委嘱をさせていただきました。

次に、総合計画の策定委員会の構成を含む体制につきまして御説明いたします。

計画を具体的に検討しております策定委員会につきましては、3つの分野を設けており、「産業・安全安心委員会」に10名、「健康・福祉・子育て委員会」に13名、「教育・文化・地域づくり委員会」に10名の合計33名、年代としましては、20代から60代までの幅広い方を策定委員として委嘱させていただきました。

それぞれの委員会は、各関係分野の実践者で構成しており、令和5年度からの5年間の町の目標・方向性を御検討いただいております。

この策定委員会で検討された計画案につきましては、各種団体の代表10名で構成する総合計画策定審議会に諮り、その内容を審議した上で、令和5年1月に町長に答申する予定でございます。

また、福井大学との共同研究の一環として、それぞれの策定委員会、策定審議会には、福井大学の先生方にも御参画いただき、専門的知見からも御助言をいただいております。

次に、総合計画策定委員会において行財政改革プランの検証、分析が含まれるのかどうかについてお答えいたします。

検証、分析につきましては、まずは、役場内の行財政検討部会で行います。これを策定委員会にお示しした上で、総合計画と行財政改革プランにそごがないよう、また、厳しい財政状況等を勘案しながら、これからの町に必要な施策について御意見をいただく予定でございます。

また、産業や安全・安心、福祉や教育など、各分野の既存の計画や各施設の再編などについては、教育委員会や児童福祉審議会などの専門的な組織での検討結果などを尊重し、整合を図り、計画を策定してまいります。

「若狭町総合計画」は、5年後、10年後を見据えたまちづくりを進めていく上で大変重要な計画であります。将来にわたって持続可能な若狭町を目指すためにも、計画は住民全体で共有しながら、実効性の高いものにしていきたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。今後の若狭町は、生産人口減少で産業の衰退が懸念されますが、若い世代の委員の皆さんが地域の意向を反映いただき、産業を活気づけるまちづくり、持続可能なまちづくりの施策を示していただけますようお願いいたします。

持続可能なまちづくりに今後大きく関わってくるのが今後の若狭町を担う子供たちの子育て、教育環境です。そして、それを支える地域住民との協働です。

それでは、本題の小・中学校、保育所（保育園）の今後についてお伺いします。

行財政改革プラン（案）の作成時点で、小学校統合についてパブリックコメントをいただき、それに対し、町では、保護者や地域、学校の代表者、学識経験者などによる検討委員会を設置し、学校の適正な規模と配置等について検討していくとの回答でした。

また、行財政改革懇談会の審議結果にも、切り口は違いますが、小・中学校、保育所（保育園）の在り方についても早急に検討を進めるべきと報告がありました。

これを受けて、前町長が若狭町学校規模配置適正化検討委員会に対し諮問し、審議し

た結果が「若狭町学校規模配置適正化基本計画」として答申されたと思います。適正規模・適正配置基準も国の示す基準ではなく、地域性を十分配慮した形になっていると思います。

また、若狭町公立保育所の在り方についても若狭町児童福祉審議会が前町長に対して答申しています。

民間保育所整備等は国などの施設整備補助金を活用することができ、財源的にも有利であるとのことでした。

これらを受け、適正化スケジュールが組まれ、対応を急ぐべき学校への住民説明会が開催されたと思います。

しかし、6月議会の西村議員からの瓜生・熊川小学校の統廃合への一般質問や9月議会の谷川議員からの保育所民営化の一般質問がありましたように、これまでに十分地域住民との協議がなされない状態で事が進めば、理解が得られず、不信感を持たれて当然と思われる。

昨年9月議会の北原議員の一般質問に、当時の中村教育長答弁で、小学校においては、複式学級が2学級以上あり、その状態が続くと見込まれるとき、統廃合を検討していくとありました。

一部、複式学級は、既に梅の里小学校、令和9年度には野木小学校の複式学級が1学級の可能性があります。このまま少子高齢化が進めば、統廃合が推し進められていくのではないかと対象となる地域では心配しています。

小・中学校と小学校とのつながりや地域性を配慮いただきたい保育所（保育園）の民営化についても、これまでの上中地域にありました「いきいき保育」の方針が受け継がれていくのか、関心のあるところです。

対象の地域住民とすれば、今後の地域づくりの在り方を検討する上でも、地域の思いをどこまでくみ入れて方向を定めていただけるのかが大きな関心事であります。

小・中学校の統廃合、保育所（保育園）の民営化についても、併せて町長が思い描く最終的な統廃合案がありましたら、お示しください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えをいたします。

小・中学校につきましては、若狭町学校規模配置適正化検討委員会の答申に基づき、学校規模配置適正化計画基本計画を策定し、複式学級が2学級以上あり、今後もその状

態が続くと見込まれる小学校については、統廃合を進め、今後、複式学級が2学級以上になり、その状態が続くと見込まれる小学校についても統廃合を検討していくこととしております。

しかしながら、学校の統廃合を進めていくことにつきましては、地域の御理解が必要と考えており、学校と地域のつながりや統合後の地域像も含めた教育の将来あるべき姿について、地域の皆様との話し合いを丁寧にさせていただいた上で進めてまいらなければならないと考えております。

また、今年度、若狭町教育大綱及び若狭町教育振興基本計画の見直しをする予定となっております。

この教育大綱は、教育に関する基本的な計画として、教育、文化の振興に関する施策の理念や取組方針を定めるものであり、学校の規模、配置適正化についてのビジョンも施策の一つとして盛り込まれる予定となっております。

次に、保育所についてでございますが、人口減少や少子化が進む町の状況から考えますと、児童福祉審議会の答申のとおり、現在の町内保育施設の再編や統廃合・民営化を進めざるを得ないと考えております。

今後の国の子育て支援策や動向を注視しつつ、これまでの若狭町の保育で取り組んでまいりました豊かな自然の中での遊びを通して、主体性を育み、「里っこいきいき保育」を大切にしながら、児童を安心してお預けいただき、健やかな成長のための保育が提供できる保育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

保育所の再編等につきましても、小学校とのつながりや地域性も配慮しながら、学校の統廃合同様に保護者や住民の皆様と十分に対話を図り、御理解と信頼をいただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。町長のお考えが学校規模配置適正化基本計画を推し進めていくものではないということが分かりました。実際、瓜生、熊川小学校の統廃合を延期し、将来のあるべき姿について話し合いを続けていただけるとのことですし、今後の子育て、教育環境については、町全体で共有し、進めていただきたいと思います。

これまでも上中地域においては、学校区単位（元の村単位）での住民の連携や地域づくりの伝統が今でも色濃く残るところです。それが保育所や学校行事を軸として受け継

がれています。これから先、支え合い活動で地域を守りつなげていくためには、この枠組みを崩したくはありません。極論を言えば、地域の支えなくして先生方だけの力で小規模の保育所や学校は成り立っていきません。それぞれの地域の特色を生かし、支え合い活動や持続可能な地域づくりプランを構築していきますので、町長の御支援をいただけますようお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

6番、藤田正美君。

藤田正美君の質問時間は、12時17分までとします。

○6番（藤田正美君）

若狭町議会議員になりまして初めての質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は2点でございます。

まず、私の1番目の質問です。

若狭広域行政事務組合での若狭町事業「ごみ中継施設」ですが、高浜町に新設される「ごみ焼却施設」が令和5年の開業予定に併せて同時開業の運びとなっております。この施設は、若狭広域行政事務組合での言わば市町を超えた共同施設として位置づけられ、その利便性を考えて、小浜市に近くで設定されています。

令和5年度開業計画が策定されて以来、当初の候補地は、隣接住民の反対運動により周辺地域の了解が得られずに撤回されました。

最初はなかなか賛同が得られずに、言わば「迷惑施設」として、地元の説明会でも「無理なお願い」と捉える方もおられます。

その後、現在の計画予定地での開設受入れに向けて、該当地域住民説明会を経て、隣接周辺地域では一応の了解を得られております。

施設の建設用地が決定されて以来、今日まで1年以上が経過しておりますが、その間、大きな動向は報告されておられません。

先ほど進捗状況の説明がありましたが、現在までの経緯と施設完成期日までの工事計画日程、指定工事業者の選定方法について、若狭町としてのお考えなどがあれば、施策

をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、藤田議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在までの経緯について答弁をさせていただきます。

令和元年11月23日に日笠区役員の皆様に中継施設建設について、広域的観点からの必要性も併せて御説明をさせていただきました。

その後、令和2年1月17日の区役員様による奈良県の先進地施設の視察を実施させていただき、その後、1月22日及び29日に区民の皆様を対象とした説明会を開催させていただきました。

また、2月18日には、日笠区の希望者による先進地視察も実施をさせていただいております。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、会合等の開催をすることができませんでしたが、感染拡大が落ち着いた8月8日に、再度、説明会を実施させていただきました。

そして、令和2年8月23日に日笠区の臨時総会を開催していただき、区としての中継施設建設の御同意をいただきました。併せて、地権者様にも同様のお話をさせていただいた上で、御同意をいただくことができました。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。

今後は、若狭広域行政事務組合が主体となり、整備を進めてまいります。これまで土地収用法に基づく事業認定という手続に時間を要しておりましたが、今月上旬にはこの手続が完了し、用地買収などの契約関係を進める予定となっております。

また、造成計画や実施設計についても並行して進めていきたいと考えており、その後、造成工事に着手し、令和4年度に本体工事に着手する予定となっております。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

最後まで遅れることがないように願っておりますが、高浜町のごみ焼却施設の建設工事においても、ボーリング調査でも大きな石が埋まっています。杭打ち作業が手間取っていることとありましたので、どんなことが起こるか分かりません。不測の事態がないように、できるだけ余裕を持った工事期間の計画をお願いいたします。

次の質問ですが、ごみ中継施設の開業に向けて、運営管理業者の選定と運営プランについて、安全・安心で信頼のおける事業者で運営されることを願っておりますが、若狭町として、若狭広域行政事務組合に対するお考えはどのようなものか、計画策定内容をお伺いをします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

運営管理業者の選定につきましては、若狭広域行政事務組合で進めてまいりますが、選定方法については、可燃ごみ処理施設の運転と連携することも大切な要素となりますので、その点などについて十分考慮しながら検討を進めてまいります。

また、施設の各種人員については、地元採用も念頭に置きながら、人材の確保に努めてまいります。

町といたしましても、安全で安心して使用していただける施設となるよう、組合と連携を密にし、取り組んでまいります。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

運営管理業者の選定は、若狭広域行政事務組合に委ねられているとはいえ、中継施設の運営管理業者の選定などは特に重要なことですので、若狭広域行政事務組合に委ねる、言わば丸投げのようなことではなく、しっかりと意見を上げていただき、若狭町住民が納得できるようにしていただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

また、開業後、数十年にわたって地元の理解を得るには、見知らぬ人が働いているよりは顔見知りの方が安心されると思いますので、御配慮していただけるようお願いいたします。

次に、運営開始後に一般利用者の搬入する車両が通行する台数の調査予想数について、何台ほどになるのか、お聞かせください。

また、施設受入れ地の日笠集落には、国道27号線から広域農道に通り抜ける際に、JR小浜線を横断し、現状では、日笠集落内の生活道路を通り抜けなければなりません。この町道は、小・中学校の通学道路でもあり、日本遺産認定の鯖街道でもあります。日本遺産認定後には、散策される歩行者も多く見られます。

開業後には、施設へのアクセスで一般利用車両が頻繁に通行した場合を想定しますと、

事故の危険性が高まり、また、車両通行を規制することはできません。有効な対策方法としては、国道27号線に直結した最短アクセス道路の新設が最も有効だと思われます。アクセス道路の整備について、今後の対応策をお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

中継施設への1日当たりの持込台数は最大200台余りを見込んでおります。

通行経路につきましては、小浜方面からは、国道27号から県道本保平野線を経由し、町道7号線へと通行して施設へ向かうルートと、県道小浜上中線から県道本保平野線を経由し、町道7号線へと通行して施設へ向かうルートが中心になると考えております。

三方方面からは、国道27号から県道上中田烏線を経由し、町道7号線へと通行して施設まで向かうルートと、若狭梅街道から町道1号線、県道小浜上中線を経由し、町道7号線へと通行して施設へ向かうルートが中心になると考えており、区内道路の利用がないようにしてまいります。

また、施設の稼働時間につきましても、通学時間を避けて設定するなどの安全対策を講じてまいります。

施設の主な利用者となる小浜市、若狭町の住民の皆様を中心に、こうした通行ルート、運用時間の広報・周知を徹底することで地域の安全を確保したいと考えております。

このように現状の道路を利用した搬入を計画しておりますので、現段階において、アクセス道路の整備については検討してございません。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

若狭広域行政事務組合に委ねられているので、そちらで諮るとしても、中継施設の総合的なプランとして、アクセス道路の整備は必須条件と考えられ、施設用地のみの造成と建造物だけの設計だけでは不十分で、完成だとするのは、言わば片手落ちで、これで十分であるとすれば、果たして地域住民の納得が得られるのかどうかと思われます。

予算については、若狭広域行政事務組合に諮らなければなりません。道路施設は本体工事の一部として関連づけられれば、補正予算での検討は不可能ではないと思われま

す。

以前からの施設、下水道処理場ならば、汚水は地下の下水道管で運ばれますが、ごみ

は既存の道路を車両で走りますので、どうしても影響があり、気がかりや不安もあります。

ごみ収集業者や委託業者には、通行ルートコースの指導は徹底できるとは思いますが、一般車両に制限や通行規制を強要することは不可能です。住民に対して広報で周知徹底するとのことですが、住民が聞き入れてマナーを守ってくれるのかどうか、私は空理空論だと思います。

例えば、万が一何らかの事情で急がなければならないときに、信号待ち回避などで集落内ルートを走行し、ヒヤリハットが何回かかかることを、そういうことになると、事故につながります。年数の経過につれてマナー意識も低下します。100%の周知徹底は不可能だと思います。

今後、災害、道路閉鎖、道路が水没というか、そういうふうなときに迂回路を余儀なくされるということもありますので、数十年の対応稼働計画を想定するならば、苦情が出てからの見直しは難しい問題に発展しかねないと思います。それに対してインフラ整備対策は形として残ります。アクセス道路の整備は検討していないのであるならば、安全・安心の配慮が欠如しているのではないのでしょうか。

最初からの計画策定が不十分であったとされることのないように、以上の点で、今後においても、住民の意見、要望をしっかりと耳を傾けていただきたいということをよろしくお願いいたします。

2つ目の御質問でございます。

若狭町予算計画削減に関しまして、次年度以降の若狭町職員採用についてでございます。

6月の町長施政方針、これには、若狭町予算削減案について、特に効果的な政策が明示されていませんでしたので、今後の深刻な問題でありますことから、質問をさせていただきます。

若狭町予算削減計画に関して、次年度以後の若狭町の人件費が大きな割合になっていますが、予算削減について、若狭町職員採用の具体的な方策等、お考えがあれば、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、藤田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、先ほど若狭広域行政事務組合のごみ中継施設につきましても、議員、集

落内を通る車両ルートにつきまして、大変御心配をされておられました。こちらにつきましても、来年度から工事に着手するに当たりまして、建設業者の選定につきましては、地元業者を含め、制限付きの一般競争入札で進めていく計画となっております。

また、運営管理業者の選定につきましても、若狭広域行政事務組合で進めてまいる形でございますけれども、やはり安全・安心、住民の皆様の御理解、一番重要なことだというふうに思っておりますので、こちらの点につきましては、町といたしましてもしっかりと配慮していかなければいけないというふうに考えております。

今後、この事業が順調に遂行されるよう、組合とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議員御質問の人件費削減の具体的な取組につきましてお答えを申し上げます。

まず初めに、職員数の管理につきましては、向こう15年の退職者数と採用予定者数を反映した「若狭町職員採用計画」を策定し、管理を行っております。

その上で、毎年、年齢構成のバランスと今後の業務遂行等を考慮して、職員の新規採用を行っております。

現在の職員数につきましては、令和3年4月1日現在で237名となっており、これは、10年前の平成23年に比べると、約2割となる65名の職員の削減となっております。

今後の具体的な人件費の削減につきましては、引き続き行財政改革プランに基づき、事務事業の見直しや民間への業務委託と公共施設の指定管理者制度の導入などを図りながら、職員の新規採用の抑制と会計年度任用職員数の見直しを行い、適正規模の職員数となるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

これにつきましては、懸命な努力をされていることがうかがえましたが、何しろ町職員の就業年数は40年間、今後の定年延長を考えると、それ以上先のことまで関わってくることでございますので、向こう10年の採用計画、それ以上、より以上先までの少子高齢化問題の予想も含めてしっかりとお考えいただきますようお願いいたします。

次にですが、町長が掲げた「第二次若狭町総合計画」の推進として、今後、公共施設の民営化や民間業務委託等について、Uターン・Iターン推進を含めた総合的なプランをお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、藤田議員の御質問にお答えします。

第二次若狭町総合計画において、持続可能な財政運営を進めていくために、町が保有する公共施設については、人口が減少する中、引き続き同じ形態で行政サービスを提供する施設として運営する必要があるかどうか、検証し、複合化したほうが効果的である施設、設置目的や意義が薄れた施設、老朽化が著しい施設、合併により機能が重複している施設、近隣に類似機能を持つ施設などに分類し、それぞれについて、廃止や統合、また民営化等の検討を行うこととしております。

これらは、行財政改革プランの中でも同様に検討することとしており、町では、これまで給食センターにおける調理・配送業務や図書館の窓口業務の民間委託を進めてきたところであります。

今後につきましても、民間活用を視野に入れ、最適な施設運営の手法を導入していきたいと考えております。

また、現在行っております「公共施設等総合管理計画」の見直しの中で、各施設の維持管理コストや施設の方針、懸案事項などの調査を実施しているところですので、その結果を踏まえながら、将来の施設管理の在り方なども検討していきたいと考えております。

なお、現段階でUターン・Iターン推進を含めた具体的・総合的なプランにつきましてはございません。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

民間活用の導入については、前向きにお考えいただけておりますが、Uターン・Iターン推進についても、いま一度、御検討いただけますように、実現に向けて、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次、障がい者雇用について、若狭町として、厚労省が定めた法定雇用率2.6%、つまり38人の一般職員に対して1人の割合で雇用する必要が義務づけられていますが、この採用基準率を満たしているか。

また、今後、新設されるごみ中継施設や指定管理制度導入公設事業施設で雇用創出に関して、障がい者雇用、高齢者雇用等の活用についてお考えがありましたら、お聞かせ

ください。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、お答えさせていただきます。

現在、障がい者の雇用の促進等に関する法律で、地方公共団体に係る障がい者雇用率につきましては2.6%となっております。

本庁におきましては4.32%であり、法定雇用率を満たしており、事務補助や清掃業務などに従事していただいております。

また、新設されるごみ中継施設での雇用につきましては、運営管理業者において対応することになります。

町直営施設につきましても、障がい者の法定雇用率を念頭に置きながら、また、高齢者を取り巻く社会情勢を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

藤田正美君。

○6番（藤田正美君）

4.3%は、職員23人に対して1人の割合であり、若狭町においては、障がい者雇用については、すばらしい実績と取組をされていることが分かりました。県内でもよいほうだと思います。

しかしながら、あくまでも法定基準というのは、最低基準を満たせばそれでよいというのではなく、今後とも採用拡大に向けて努力を続けていただけていますようお願いいたします。それでこそ、町長の公約でもあります安全・安心の地域づくりであると期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、人件費に限らず、今後とも、町政全般について予算削減政策を推進していただきまようによろしく申し上げます。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、午後2時までとします。

なお、北原武道君より、資料提示の申入れがありましたので、これを許可しました。

○13番（北原武道君）

10月30日に行われました「原子力避難訓練」に関わって質問をいたします。

ちょっと重箱の隅をつつくような、あるいは揚げ足を取るような質問というふうを受け取られるかもしれませんが、私の意図するところは、質問全体として、2つの問題提起をしたいということです。

1つ目、現状の訓練では、住民の「避難リテラシー」は向上しないということ、「リテラシー」というのは、時々使われますけれども、「特定分野の知識や能力」ということを意味します。

「原発事故の避難」は、目には見えない放射線、その放射線による被曝を避けるための避難でございます。こういう特殊な避難であります。したがって、避難には特別の知識や能力が必要です。言わば「避難リテラシー」です。

一人一人の住民にとっても、また、様々な社会集団としての住民にとっても「避難リテラシー」を身につけることが必要です。避難訓練の目的は、住民の「避難リテラシー」を向上させることです。

現状の避難訓練は、県や町、つまり「行政」、あるいは発電所や消防・自衛隊など、つまり「関係機関」、「行政」や「関係機関」の防災手順を確認すると、こういう点では役に立っているかもしれませんが、しかし、住民の「避難リテラシー」を向上させると、この点では役に立っていない、これが1つ目の問題でございます。

2つ目、教科書と食い違った内容で避難訓練が行われている、こういう問題です。

教科書というのは、避難計画、つまりこれですね、「若狭町地域防災計画（原子力災害対策編）」、それから、この「原子力防災パンフレット」、これは全家庭に配布されております。これを意味します。

この「避難計画」や「パンフレット」と食い違った訓練をやっていたのでは、訓練によって、これらの教科書を検証することができません。

また、住民としても、「パンフレット」で示されている「避難リテラシー」を修得することができません。

以上2点が全体としての私の質問のテーマソング、あるいはバックグラウンドミュージックでございます。

まず、最初に、今回の原子力防災訓練によって、町としては、どのようなことが検証

されたとみなしておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えをいたします。

今回の訓練は、福井県原子力総合防災訓練として、10月29日金曜日と30日土曜日の2日間にわたり、若狭湾を震源とする地震により、美浜発電所3号機で事故が発生し、全面緊急事態となる想定で実施をされました。

全体の参加機関は約100機関、住民避難訓練に約320人、屋内退避訓練に約4,700人の参加がございました。

まず、10月29日の訓練につきましては、本部運営訓練が実施され、町においても災害対策本部を設置し、県の災害対策本部とのTV会議接続による本部会議の運営訓練を実施し、私も訓練に参加いたしました。

また、町の災害対策本部員を対象に、原子力災害における事象の進展を想定した災害対策本部運営訓練を実施し、原子力災害対策の確認が図られたと考えております。

また、美浜町の「原子力防災センター」（通称：オフサイトセンター）に現地対策本部が設置され、本町からも現地災害対策本部長として二本松副町長を、住民安全班員、市町連絡員として職員を派遣し、訓練に参加しております。

今回の訓練におきましても、昨年同様、事前に訓練の進行やシナリオを与えない「ブラインド型訓練」を実施し、訓練参加者の習熟度の向上が図られたと考えております。

次に、翌30日の訓練につきましては、全町民を対象とした屋内退避訓練、熊川地区における自家用車での広域避難訓練、西浦地区におけるヘリコプターでの空路避難訓練を実施いたしました。

訓練に参加いただいた住民の皆様には、安定ヨウ素剤の服用の手順、スクリーニングの実施手順を御確認いただけたものと考えております。御参加いただいた皆様に改めて感謝を申し上げます。

なお、この今回の訓練では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、県外避難先でのコロナ禍に対応した避難所運営訓練は行うことができませんでした。

今回の避難先である兵庫県多可町の状況を熊川地区の住民の皆様を確認していただくことが重要であると考えておりましたので、この点につきましては残念に感じております。

訓練は1回きりではなく、継続しながら、様々な課題を見つけ出し、それをまた次に

生かしていくということが大事なことであらうと考えております。

今後も訓練等を通して原子力防災に対する町民の皆様の御理解を深めていただくとともに、万が一の原子力災害に備え、より実効性の高い避難方法を確立してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

避難計画のどの部分が検証された、あるいは逆に修正すべきことが見つかったと、このようなお話ではなくて、単なる訓練の報告みたいなお答えだったと思います。

具体的にお聞きしていきます。

避難の前の段階として屋内退避訓練がありました。

まず、屋内退避訓練に関してお尋ねいたします。

4点ございます。

1つ、ただいま、町長は、「全町民を対象とした屋内退避訓練を行った」と言われました。全町民は約1万4,000人を超えます。

一方、全県で「屋内退避訓練に約4,700人の参加があった」ということも言われました。本町だけで1万4,000人なのに、県全体で4,700人とはどういうことでしょうか。

2つ目、参加住民への訓練の開始及び終了の指示はどのように行われましたか、お尋ねをいたします。

3つ目、訓練前に全町に新聞折込がされました、これですね、「福井県原子力防災訓練」という、これ、これから訓練チラシというふうに言いたいと思いますが、これでございます。この参加対象地区の住民、全住民ですね、これは各自で「避難行動を取るように」ということを要請しております。本町住民はどのような屋内退避行動を行ったか、お尋ねをいたします。

4つ目、県の資料、これですけれども、によりますと、屋内退避訓練に際して、各市町のケーブルテレビで啓発DVDを放映することになっております。これは実施されたのでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

本町における屋内退避訓練につきましては、訓練当日の午前8時30分に「屋内退避準備」を、午前8時50分に「屋内退避指示」をそれぞれ全町一斉の音声告知放送及び緊急速報メールにてお知らせをしております。

また、午前9時30分に「屋内退避解除」を音声告知放送にてお知らせをしております。

本町での屋内退避訓練につきましては、全町民を対象に実施しているため、どの地域の住民が何人参加されたという実績は把握しておりません。

また、啓発DVDの放映につきましては、内閣府が作成したDVDの配給が予定されておりましたが、内容が専門的で一般向けではないことから、ケーブルテレビでの放映は見送られ、新聞折込チラシによる広報のみとなりました。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

全町に「屋内退避準備」「屋内退避指示」「屋内退避解除」の勧告を行った、しかし、住民の誰が「屋内退避行動」を実施したか、全く分からないと、このようなお答えでございました。

つまり、屋内退避に関しては、ちゃんと「放送」できれば、訓練は成功、住民の行動はあろうがなかろうがどうでもいいと、こういうことです。まさに訓練しているのは「行政」だけです。住民不在です。

実は、住民不在の結果が、先ほど言いました「4,700人」の問題なんです。答弁はございませんでした。

私、県に確かめたのですが、全県の訓練参加者4,700人のうち600人が若狭町だそうです。実はこの600人というのは熊川地区の住民数です。暗に「熊川地区以外では屋内退避行動をする人はいない」という想定になっているのではないかと考えられます。

若狭町だけでなく、ほかの市町も同様のカウントをしております。県ぐるみ、「住民の屋内退避行動を本気で期待していない」、そういうことだと言えます。

屋内退避訓練参加者数のでたらめさは、私が指摘するまで、誰も気がついていませんでした。

ここで、いい加減に扱われている、この「屋内退避行動」についてですが、一つ、改善の提案をしたいと思います。

訓練前に新聞折込されたこのチラシですね。これには、屋内退避の行動が要請しているんですが、4項目にわたって示されております。各項目、星印が4つついています。こここのところをちょっと拡大しましたので、要するにこういう行動をしてくれと、こういう要請ですね。

こういうふうに4つあって、放射性物質の侵入を防ぐ、情報を集める、避難に備える、屋内退避に備える、これは屋内退避が長引くということがあるわけで、それをより具体的にどうするかと書いてあります。

この訓練の前に全戸配布しているというか、新聞折込を見て、このチラシですね、このチラシのこここのところをこういうふうに変えてはどうかということです。星印を四角の枠にしまして、住民が、例えば、放射性物質の侵入を防ぐ、玄関や全ての扉と窓を閉めて換気扇を止めてください、やりましたよとなりましたら、これにチェックを入れると、こういうふうにそのチラシに書いてはどうかと、こういうことです。そうすれば、住民の屋内退避行動が「見える化」されます。住民の行動参加も増えるのではないのでしょうか。ぜひこれ、県に伝えていただきたいと思います。

それから、啓発DVDの放映は取りやめたというお話でしたが、啓発は訓練のときだけでなく日常的に大切です。

北海道では、原子力避難の啓発動画などをホームページなどにアップして、常日頃、住民の「避難リテラシー」の向上に努めているようです。本町でも、常日頃、住民の「避難リテラシー」の向上に努めるよう要望いたします。

続いて、一時退避訓練、単に避難訓練と呼ぶことにしますけれども、避難訓練に関する質問に移ります。

美浜原発の事故を想定した避難訓練は過去2回行われました。一昨年と今年です。一昨年の避難対象地区は瓜生地区でした。私も訓練に参加をいたしました。私は、このとき、「美浜原発の事故なのに、なぜ距離の離れた瓜生地区を対象地区にしたのか」と行政に文句を言ったわけですが、ところが、今回は、さらに遠くの熊川地区です。熊川地区の住民は、全くと言っていいほど、30キロメートル以内には住んでいません。原発に最も近く避難の確率が高い気山地区を避難訓練対象地区にしないのはなぜですか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

今回の原子力防災訓練は、広域避難訓練ということで、福井県から県外避難先である兵庫県を通じまして、受入れ市町の日程や都合等を確認していただき、調整された結果、受入れ可能な市町として多可町が選定されました。

多可町の避難元は熊川地区となりますので、今年度の訓練には熊川地区の住民の皆様
に避難訓練に参加いただきました。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

あたかもこの多可町以外は全て「ノー」だったというようにお話でした。もしも多可町も都合が悪ければ、訓練は中止になったのでしょうか。そんなことにはならないと思います。行政の都合を優先し過ぎです。住民の立場で考えてください。「福井県おまかせ」「福井県言いなり」ではなくて、「若狭町にとって気山地区の訓練が必要だ」と、そのように本町の意見をもっと主張していただきたい。強く要望いたします。

避難計画、これですね。避難計画によりますと、ある種の人たちは、自分自身が避難するよりも一般住民、とりわけ避難困難者の避難を指導・援助する任務を優先しなければなりません。また、ある種の人たちは、自分は避難するのではなく、事故制圧の任務に就かなければなりません。この人たちがそれぞれの任務を遂行してくれないと、住民の避難はスムーズには進みません。パニック状態、避難計画は総崩れになります。私は、自分自身の避難を優先できない、この人たちのことを「後発避難者」と名づけております。

本町では、集落区長さんをお願いして避難訓練参加者を募っていますが、担当課も区長さんも、ある人が「後発避難者」に当たるのか、当たらないのか、そういうことには無意識、無関係に避難訓練参加者を選んでいきます。したがって、「後発避難者」が避難訓練の参加者に選ばれることもあり得ます。

仮に「後発避難者」であるAさんが今回の避難訓練に参加したとします。そうすると、Aさんは一般住民としての訓練を受けたこととなります。受けた訓練は、本当に事故が起こったときにAさんが取らなければならない行動とは違うわけです。つまり、訓練主催者はAさんに間違った訓練をしたことになり、Aさんは間違った訓練を受けたこととなります。私は、Aさんが「訓練に参加すべきでない」ということは言いません。参加して避難訓練を体験しておくことはメリットも多いと思います。しかし、あくまで訓練の話です。本当の事故のときには、Aさんは「後発避難者」としての任務を遂行しなければなりません。このことを主催者もAさんもしっかり確認した上での避難訓練参加で

なければならない、私はこのように考えております。

そこで、今回の避難訓練の住民参加者についてお尋ねをしていきます。

住民参加者の総数は何人でしたか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

ヘリコプターによる避難住民数は4人、自家用車による避難住民数は25人でした。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

総数29人ということですね。29人の中に若狭町の職員は何人いましたか。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

若狭町職員につきましては、6人が参加をしております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「避難計画」に従いますと、町職員は、全面緊急事態になったとき、つまり屋内退避の状況になったとき、全員、各所属に参集しなければいけません。そして、原子力災害対策本部に設置された班、この班というのは、大体、各所属課に対応しておりますが、その班員として応急対策活動に当らなければなりません。到底、一般住民として真っ先に避難するわけにはいきません。6名の町職員は一般住民として訓練に参加したのですね。確認いたします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

町職員は、広域避難先における避難所の運営を行う現地派遣員という位置づけで訓練に参加しております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

私、避難訓練の現場を見学しておりまして、弁当配りの仕事をしていた職員以外は一般住民と全く同じ行動をとっているように見えましたので、お尋ねした次第でございます。

ところが、6名全員、町職員として任務をもって参加したという御答弁でございました。それなら、一般住民としての訓練参加ではないわけで、住民参加者は29マイナス6の23人だったと理解しておきます。

ところで、6人は、まず自分の所属に参集しなければならない、そして、指示された応急対策活動に当たる、このような避難計画で定められた、今申しましたね、プロセスは省略しているわけです。「訓練なので省略されている」、このことが、この6人にも、あるいは主催者にもしっかり認識されていないと、教科書とは、ずれた訓練になってしまっているわけです。

では、住民参加者の中に消防団員は何人いましたか。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

今回の避難住民の中に消防団員の参加はございませんでした。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

消防団員はいなかったというお答えです。私、課長には何度も確認しましたが、一貫して「いなかった」という返事をいただいております。

ところで、「避難計画」では、消防団員にどのような任務が課せられていますか、確認させていただきます。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

今回の避難住民の中に消防団員は含まれておりませんが、避難指示が発令されれば、消防団員は、住民の避難誘導・確認を行いながら、随時避難することになると認

識をしております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「住民の避難誘導・確認を行いながら、随時避難する」と、まるで修学旅行の引率教員のようなお話でございました。

避難計画では、「消防団は対象地域を巡回し、避難誘導、避難状況確認、町へ連絡しなければならない」、このようになっております。

集落を巡回し、最後の1人が避難するまで住民の避難を手助けしなければならないのです。放射性物質が降り注ぐ中での活動です。大変困難です、尊い任務でございます。

ところで、先ほど「避難者の中に消防団員は含まれていなかった」という御答弁でございました。事実は全く違います。

私、先日、訓練に参加したBさんにお会いしました。Bさんは若狭消防組合上中消防団第3分団に所属されています。分団の班長さんです。班長というのは、消防団の集落責任者です。Bさんは、集落から選ばれて今回の訓練に参加されました。私はBさんと懇談し、訓練に参加して、いい経験になったかもしれない。しかし、本当に事故になったら、自分の避難は後回し、集落住民の避難のために大変な仕事をしなければならない、このようなことを話し合いました。

では、住民参加者の中に、消防署員、警察官、自衛隊員、海上保安部員、電力会社社員は含まれていませんでしたか。それぞれ避難計画に定められた任務があります。特に電力会社社員は事故制圧に駆けつけなければなりません。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

今回の避難住民の中に該当の方はおられませんでした。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

交通、運輸、通信の事業に従事されている方、ガソリンスタンドの従業者、これらの方はいませんでしたか。交通、運輸、通信の関係者は避難計画に定められた任務があります。また、フクシマ事故では、ガソリン切れが大問題になりました。ガソリンスタンドの方が残っていただけないと一般住民は避難できません。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

今回の避難住民の中には該当の方はおられませんでした。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

医療、介護、障がい福祉関係の従事者は含まれていませんでしたか。これらの方々は、それぞれの施設の避難計画によって任務が定められております。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

今回の避難住民の中に該当の方はおられませんでした。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

教育、保育関係の従事者は含まれていませんでしたか。これらの方々も、それぞれの施設の避難計画に従って任務が定められております。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

今回の避難住民の中に該当の方はおられませんでした。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

民生委員・児童委員は含まれていませんでしたか。避難計画に定められた任務があります。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

今回の避難住民の中に該当の方はおられませんでした。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

いずれも「いません」という御答弁でした。事実は違います。

例えば、集落で選ばれて訓練に参加したCさんは社会福祉協議会の職員さんです。そして、地域の介護施設の責任者をされておられます。施設の避難計画にのっとり、施設利用者等を避難させる、このような重要な任務がございます。

私がネーミングした「後発避難者」、どういう人が「後発避難者」に該当し、その役割は何か。避難計画では、「後発避難者」をしっかりと明記する必要があります。そして、避難訓練は、「後発避難者」の緊急活動も含め、もっとリアルなものにする必要があります。そのことなしには、避難計画も避難訓練も実効性を欠くものにならざるを得ません。

さて、避難計画によると、自家用車による避難を行う際には、避難を始めた人は、自宅に「自家用車で避難済み」ということを知らせる表示（旗、リボン等）、この表示を行うことになっています。これは実施されたでしょうか。

また、消防団は避難状況を町に連絡することになっています。これは実施されたでしょうか。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

今回の訓練では、自家用車での避難済みを知らせる表示や消防団による確認は行っておりません。次回以降の訓練では実施したいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

訓練ですから省略することもあると思いますね。しかし、省略するならば、
「これこれの理由で省略するけれども、避難計画ではこうなっているんだ。本当の事故のときにはこのようにしてほしい」と、そういうことははっきり説明して訓練を行わないと、避難計画からずれた訓練になってしまいます。せっかく訓練をしても、避難計画を検証することはできません。

次に、先ほどのパンフレット、これには、避難するときに、こういう服装で避難しなさいというふうになっております。ちょっと拡大いたしますと、こういうフード付きの

ビニール合羽、マスク、手袋、長ズボン、長靴、こういう格好でということです。これは実施されましたでしょうか。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

今回の訓練では、原子力防災パンフレットに掲載しているビニール合羽等の着用まで求めておりません。

しかしながら、放射線等から身を守るための措置として、避難時の服装は重要なことでございますので、広く周知してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

UPZの避難は放射性物質が漂う中での避難です。被爆を避けるため、服装は極めて重要になります。訓練ですから、省略することもあり得るだろうと思います。しかし、現状のような訓練をしていたのでは、いざ事故のとき、避難者は訓練のときと同じような服装で避難しかねません。被爆を防げません。訓練参加者には、「訓練なので、服装は自由にしたけれども、避難計画ではこうなっていますよ。事故のときには必ず守ってください」、こういう説明を徹底して行う必要があります。現状では、訓練の際にこのような説明はなされておられません。避難計画とはずれた訓練をしているわけですから、訓練参加者にしっかり説明することが大切だと思います。

質問の通告では、今回の避難ルートですね、熊川地区の避難ルート、これは、このパンフレットで、地図を見て、ずっと続きますが、これと違うのではないかと、違いますよということ。あるいはヨウ素剤の配布の場所がどうなのか、違いますよというようなことを質問しております。

これ文書でお答えもらっているんですが、いずれにしても、当然、訓練ですから、違ってやるということはあるかと思いますが、訓練参加者には本当のルートはない、予定されているルートはここですよと、あるいは予定されている配布方法はこうですよということをやっぱり説明する、説明しておかないと、訓練の意味がないだろうというふうに思います。そういった説明もなされておられません。

ヨウ素剤のことですけれども、今回、ヨウ素剤は、ドライブスルー方式ということで行われました。ドライブスルーでヨウ素剤を渡すというようなことは、このもともと

の「避難計画」にも書いてございません。今までいろいろ訓練をやってきて、これは若狭町に4か所しか配布場所がないわけですから、なかなかスムーズに当然できない、そういった経験の中で、ドライブスルーということも生み出されてきたわけでございます。

そういったことで、この4か所しかヨウ素剤の配布場所がないということも、実際にはもう訓練の中で破綻してきているというふうに私は思います。ドライブスルーは大変いい方法だと思いますが、実際には、計画はそういう変更になってきている、破綻しているというふうに言っております。

安定ヨウ素剤等（代替りの飴玉）、配布しておりますが、これはいつものことですが、ヨウ素剤の服用について、放射性ヨウ素を急に吸い込む24時間前に飲むと、それが効果があるんだと。その被爆してしまってからでは、放射性物質を吸い込んでしまってからでは、もうどんどん効果がないですよと、16時間後、だから、1日もしないうちにもう効果はありませんと、こういうふう書いてあるわけですね。いつものことですが、そういうふう書いてありながら、そういう訓練をしているんですがね。UPZの避難というのは、これはもう空中の放射性線量が $20\mu\text{Sv/h}$ がなってからですから、放射性物質はあるんですからね。

そういった意味で、これはもう事前配布をUPZでもしておかざるを得ないと、私はそう思っているわけです。その辺の事前配布はどうかということについて見解をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

昨年2月に内閣府から新しい考え方が示されており、UPZ区域においても、例えば、小さい子供であるとか、障がいのある方などに、緊急時に安定ヨウ素剤の迅速な受け取りが困難であると判断されれば、事前配布を可能とするというものでございます。これを受けまして、県と嶺南の市町でワーキンググループをつくり、これまで6回の会議を開催しております。

さらに、県では、県薬剤師会と新たな薬局配布の仕組みの導入について協議を重ねており、大方の事前配布スキームが出来上がってきております。

町といたしましても、県の方針に基づきながら事前配布の準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

国、そして、県の方針を紹介していただきました。そして、県の方針に従って事前配布の準備を進めていきたいと、このようなことでございます。

「事前配布してほしい」という国民の声で、国が動いてきたわけでございます。今やUPZでの事前配布は、市町が決断すれば、実施可能となっております。町長の姿勢はいかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えをいたします。

今ほど、環境安全課長が答弁したように、県では、国の指針に示されている、小さいお子さんや障がいをお持ちの方など、緊急時に迅速な受け取りが困難になるおそれがある方について、事前配布の対象範囲をUPZ区域に拡大するとともに薬局配布の導入の検討を進めております。町といたしましても、県の方針に基づきながら事前配布の準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

「県の方針を期待して待っております」と、このようなスタンスかと受け取らせていただきました。国は、「市町の判断でよろしい」と、そこまで言っているんですね。

若狭町は、若狭湾の原発15基の全てから30キロメートルの圏内に入る、全国断トツのUPZ自治体でございます。国が「UPZ地域も事前配布していいですよ」と言っているのは、言わば、若狭町のために言っているようなものです。「伊の一番」に手を挙げてしかるべきではないでしょうか。百歩譲って、「嶺南6市町、足並みそろえて」というおつもりがあるならば、「県が決めるのを待っています」のではなくて、「6市町の先頭に立って、事前配布の必要性を主張します」と、そのぐらいの姿勢を示していただきたいと思います。

今回の避難訓練に関して、「住民の避難リテラシー」の向上という観点から質問をしてまいりました。「住民の避難リテラシー」の実態を知るには、住民避難訓練の現場を見ることが大切です。

今回、住民が避難訓練を行っていた安定ヨウ素剤配布場所やスクリーニング会場で町

長や担当課長の姿を見かけませんでした。この点は他の市町との違いを感じさせられました。

町長及び担当課長は、防災訓練に関わって、会場以外での任務に就いておられたと推測しますが、この時間帯にどのような仕事をされていたのか、よろしかったら確認させていただきます。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

私につきましては、午前中は明倫小学校の合同体育大会に出席をしておりました。午後は美浜オフサイトセンターでの訓練講評に出席をしております。

訓練講評においては、町としても、訓練に対する分析・改善を重ねながら、より一層の防災体制の充実と強化を図るとともに、地域にさらなる安全・安心が得られる訓練となることを要望しております。

また、環境安全課長は、午前中は三方庁舎において災害対策本部運営訓練を実施しておりました。午後は私に同行し、訓練講評に出席をしております。

前段、北原議員が御提案をされました訓練の案内チラシをチェック式にするとか、こういった具体的な避難意識の向上につながる御提案もいただいておりますが、本町といたしましても、今回の避難訓練を再度、検証し、改善を重ねながら、防災訓練の習熟を図ることにより、住民の安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

明倫小学校の体育大会は、今年で最後ですから、大変大事な行事だったと思います。そちらに出席されるのは、当然の選択だと思います。

しかし、住民避難訓練の現場、特にマスコミの取材会場となった「うみんぴあ大飯」で、町長や担当課長のみでなく町職員の姿すら見かけませんでした。せめて町長や担当課長の代理として、行政の責任ある方が視察してしかるべきではなかったかと私は感じるところです。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時52分 休憩）

(午後 2時00分 再開)

○議長（今井富雄君）

再開します。

5番、増井文雄君。

増井文雄君の質問時間は午後3時1分までとします。

○5番（増井文雄君）

もうしばらくよろしく願いいたします。

私は、北陸新幹線のことにつきまして、開業に向けた取組について述べさせていただきたいと思います。

北陸新幹線の工事につきましては、ただいま急ピッチで行われている状況の中、福井県や嶺南各市町でも様々な振興策に取り組んでいる模様でございます。

そこで、新幹線開業に向けた若狭町の取組について、本日、質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2年4か月後の2024年春には北陸新幹線が敦賀まで延伸されます。

先月、福井県の杉本知事が「北陸新幹線建設促進同盟会」の会長に就任され、「富山県からバトンを引き継ぎ、沿線自治体の先頭に立って、新大阪までの全線整備を強く呼びかけていく」と力強く発言されておられました。

また、県でも、嶺南振興局に「嶺南プロジェクト推進室」を設け、嶺南地域の観光や地域振興策など、嶺南の魅力発信を積極的に行っていただいております。

若狭町も北陸新幹線敦賀開業を見据える中、昨年度、「若狭町観光振興ビジョン」を改訂し、「観光を取り巻く環境の変化に対応しながら、観光資源の掘り起こしと十分な活用により、官民一体となり観光振興に取り組む」と、これから進める観光資源の位置づけを図っております。

町内の観光資源の最近の状況を見ても、コロナ禍の影響もありますが、「道の駅」熊川及び三方五湖やレインボーライン山頂公園につきましては、お客さんの入りが順調に伸びているようでございます。

また、年縞博物館や縄文博物館においても、県内の修学旅行や遠足等で多く利用され、入込数も着実に増えており、嶺南6市町の観光客の入込数が減少している傾向の中で、若狭町は増加とお聞きしております。

一方で、常神半島に数多くある民宿は、コロナ感染拡大の影響をもろに受け、宿泊客は大幅に減少し、民宿経営者は、このような状況が長引くことで、経営への不安がますます増長すると語っておられています。

「この15年で民宿数も50軒ほど減少」ともお聞きしております。これは1年に3軒以上が減っている状況でございますし、この原因としまして、民宿経営者の高齢化や後継者不足が廃業を余儀なくさせていると考えられます。

コロナ感染拡大前とコロナ感染が鎮静化する、いわゆるコロナ後では、旅行の形態が随分変わると有識者の方々が口をそろえて言われております。

特にリモート会議などICTを活用した仕事に対する取組が大きく変化しております。全国で「ワーケーション」が広く展開されているのも事実であります。

このような状況を鑑みますと、町内の宿泊施設の現状や実態を把握し、コロナ後の対策や方向性を見いだすことが必要かと思えます。

特に町の重要な柱である観光産業を生かすには、宿泊施設は必要なポイントであります。そのためにも、宿泊施設の実態をしっかり把握することは、今後の課題解決に取り組んでいくためにも、現段階で宿泊施設の実態を早急に調査することが必要と考えます。

また、観光を取り巻く環境を分析し、観光関係者、特に民宿関係者の実情を探り、経営分析・後継者問題、また人材育成等の課題の抽出と解決に向けた取組が必要と考えます。

この町に、より多くの観光客が訪れていただくためには、「ワーケーション」など社会情勢を注視しながら、「県内外の小・中学生を対象にした教育旅行での農業・漁業体験」等、新しい取組をプログラムに盛り込むなどの試みが必要と考えます。地域が活気づけば、若者の定住促進にもつながり、町内の農家や各関連する業者、最終的には若狭町にも潤いと元気が出るものと思えます。

若狭町の観光に関する現状や課題、取り巻く環境を見ても、プラスであり、追い風の要因が非常にたくさんあります。若狭町には、県内一のすばらしい自然と世界に誇れる歴史が満杯で、県内屈指の魅力的な町だと私は自信を持って言えます。

今後、北陸新幹線敦賀延伸に向け、若狭町の強みと良さを最大限に活用し、どのようにアクションを起こしていくのかをお聞きいたします。

それでは、第1番目の質問といたしまして、2024年新幹線敦賀開業に若狭町の観光振興に着眼した取組とスケジュールや方策はどのようなものでしょうか。

また、嶺南6市町が連携した取組についてもお伺いをお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、増井議員の北陸新幹線敦賀駅開業に向けた観光振興の取組につきまして、

御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、令和6年春には北陸新幹線が敦賀駅まで延伸されることとなっており、人口の多い関東や甲信越地方から誘客の大きなチャンスと捉え、それに向けた観光振興の取組が県内でも活発になってきております。

若狭町でも、昨年度、観光振興ビジョンを改定し、「都（みやこ）びとより愛されし食と雅遊の国（まち）若狭町」を基本理念に、5つの基本施策と17のアクションプランを策定し、令和7年の観光入込客数240万人を目標に関係団体と連携し、様々な事業を実施しているところでございます。

しかしながら、昨年冬から感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言等の発令により、全国の宿泊や飲食関係者など観光業界に大きな影響を与え、若狭町でも、県内では一番減少率は少ないものの、令和2年では、前年に対し14.7%減の170万7,000人の観光客数となっております。

令和3年度では、秋以降の緊急事態宣言の解除や若狭三方五湖観光協会が実施する宿泊客を対象とした「若狭G o G oキャンペーン」の影響により、レインボーラインや熊川宿、道の駅など主たる観光施設において、コロナ禍前の観光客を上回る実績となっていることから、アフターコロナを念頭に官民一体となって誘客に取り組む必要があると考えております。

なお、具体的な観光振興の方策、スケジュールや嶺南6市町連携の取組につきましては、観光未来創造課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

泉原観光未来創造課長。

○観光未来創造課長（泉原 功君）

それでは、具体的な観光振興の方策、スケジュールや嶺南6市町連携の取組につきまして、私からお答えをさせていただきます。

約2年4か月後に迫った北陸新幹線敦賀駅開業に向けた観光振興、誘客促進策につきましては、各市町で取り組むこと、また、嶺南全体で実施することを分け、推進することが大切であると考えております。

昨年度改定された若狭町観光振興ビジョンでは、三方五湖、若狭湾と熊川周辺を核となる2つのエリアと位置づけ、観光地としての磨き上げを図ることの必要性が明記されております。

嶺南地方最大の景勝地である三方五湖レインボーラインでは、新たなレストランや売店が建設中であり、令和4年春の完成後には、さきの山頂公園のリニューアルも含め、

各方面からの観光客の受入れ態勢が整うこととなります。

また、熊川エリアでは、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業が進行中であり、令和2年度から3か年にわたり、トレイルコース等を整備するもので、最終年度の令和4年度では、お花見広場に周辺の自然を生かしたキャンプ場を整備し、県内外からの利用を促進して地域の活性化にもつなげたいと考えております。

ソフト面での観光振興策につきましては、若狭町の最大の強みである、自然や歴史、食、そして、里山、里海湖をフィールドとした豊富な体験メニューを活用し、内容を検証しながら、継続して誘客を促進していくことが必要です。

町内の観光スポットやイベント等、現在、実施しているSNSを活用した情報発信事業や宿泊施設と一体となったワーケーション推進事業など、行政や観光協会だけでなく、地域で活躍する住民も巻き込み、新幹線開通後も地道に継続する必要があると考えております。

嶺南6市町が一体となった取組につきましては、福井県嶺南振興局や若狭湾観光連盟が中心となり、事業を計画、実施をしております。

現在、ナショナルサイクルートの認定を目指し、県と嶺南6市町が中心となり、ルートの設定と住民参加型イベント等の開催によりまして、機運の醸成を図っております。

認定後には、国内のみならず、インバウンドの来訪も期待できることから、一体となった取組が大切であると認識しております。

若狭湾観光連盟では、映画やTV番組などのロケ地としての誘致に積極的に取り組み、来春には嶺南全体を舞台とした映画が上映されることとなっております。

また、コロナ禍により中止や延期となっております嶺南各市町の特産品を一堂に会したマルシェの開催や、ホテル内のレストランで食材として活用いただくフェアなどを年明けより実施していく予定です。

北陸新幹線開業が迫る中、スケジュールにつきましては、それぞれの行政や観光協会だけでなく、嶺南全体の住民を巻き込んだイベント等の開催により機運を高めていくとともに、令和6年度に実施されるJRと連携した誘客キャンペーンにより、開業後も継続して情報発信を強化し、誘客を促進してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

どうもありがとうございました。冒頭では、新幹線の敦賀開業まで、あと2年4か月後と申しましたが、もう2年4か月しかございません。限られた時間を有効に取り組ん

でいただきたいのと、また、県、特に嶺南振興局と情報を密に、また、情報を共有しながら嶺南6市町がワンチームで取り組めるよう、また、若狭町はその先頭になって引っ張っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第2番目の質問といたしまして、まず1点目、町内の宿泊施設の実態調査はいつ頃したのか。また、最近、実施してないのなら、新幹線開業を前に実施すべきと考えますが、今後、実施する計画があるのかをお伺いします。

また、2点目としまして、現状把握や後継者問題などの課題解決に向け観光関係者にアンケートの実施をしてはどうか。

この2点についてお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光未来創造課長。

○観光未来創造課長（泉原 功君）

それでは、町内宿泊施設の実態調査の御質問にお答えをいたします。

観光地の重要な誘客の決め手となる宿泊施設ですが、若狭町では、現在、ホテル、旅館、民宿合わせ78軒が営業をしております。中でも民宿が一番多く、常神半島を中心に71軒が年間を通して営業しており、地元で取れた新鮮な魚介類で各方面からの観光客をおもてなししております。

しかしながら、昭和60年代前半に140軒を超える民宿が営業していたものの、現在は約半数となっており、各集落での教育旅行の誘致や地区での行事、イベントの運営についても影響が出てきているところです。

宿泊施設の実態調査ですが、若狭町では、平成19年度、20年度、28年度の3回実施をしております。それぞれ町や観光協会、商工会が主体となり実施しており、調査内容は、宿泊客の属性や売上の状況、後継者の問題などとなっております。

民宿減少最大の要因となっている後継者の問題につきましては、平成28年度の調査において、「後継者がいる」が23%、「いないが探している」が30%、「いない、探していない」が47%となっております。

若狭三方五湖観光協会では、現状を把握するため、民宿経営者等で組織する理事会を定期的に行なう中で、情報の共有と宿泊施設の問題解決のための課題整理を図っているところであります。

前回の調査から約5年が経過しており、コロナ禍やICTなど社会情勢も変化していることから、今後の様々な課題解決に向け、議員の提案のあったアンケート調査等も商工会、観光協会とも協議の上、実施を検討してまいります。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。町内の観光業者全般、特に先ほどもアンケートの内容にもありましたように、大変、民宿関係者の皆様については、深刻な状況の中で経営に取り組んでおられるものと思われます。ぜひアンケートなどを早急に実施いただきながら、生の声を聞き、やはり職員の皆さんが現状を見ながら、今後の若狭町の観光振興策に生かしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第3番目の質問といたしまして、観光客の満足度を高める目的で、宿泊施設のW i - F i 環境や部屋の施設、また、トイレ、浴槽設備、電子決済など事業者へのハード面の助成は考えてないのでしょうか。また、様々な助成をいただく場合には、国や県に対しての連携も必要となってきますが、このところをお聞きします。よろしく願いいたします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光未来創造課長。

○観光未来創造課長（泉原 功君）

それでは、私から事業者へのハード面の助成について説明をさせていただきます。

今後、増加する北陸新幹線の利用者や外国人観光客等宿泊需要に対応するためには、各民宿の魅力向上や受入れ環境の整備が重要であると考えております。

一方で、町内には施設改修への投資余力が少ない民宿等小規模の事業者が多いことから、建物や客室、浴室等の老朽化に対応できていないことが課題となっております。そのため、県と町が連携し、民宿における観光客の受入れ環境の整備について、新幹線開業までに重点的に支援する「民宿リニューアル支援事業」を行っております。

事業内容は、令和2年度から令和4年度において、民宿事業者の実施する客室の内装改修、浴室の設備改修、トイレの洋式化、電子決済やW i - F i の整備、外観修繕等の改修工事につきまして、1件当たり上限額1,000万円として、県と町で3分の2を補助する内容となっております。

令和2年度の実績につきましては、9件の改修が行われ、補助総額1,474万8,000円となっております。

また、令和3年度につきましては、現在、3件の改修が行われており、補助総額1,333万3,000円の見込みとなっております。

令和4年度につきましては、現在、2件の民宿事業者が実施の予定となっております。

また、県が新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている観光事業者の業績回復のため、感染防止対策の強化や前向きな投資に取り組む経営者を支援するために、「福井県宿泊事業者による感染防止対策補助金」として、感染対策の物品購入だけでなく、キャッシュレス決済機器の購入、ワーケーションスペースの増設や無線LANの整備、食事スペースの改修、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化等の取組に対し、5分4または4分3の補助を行っており、多くの宿泊事業者が活用を計画しております。今後も引き続き国や県と連携の上、北陸新幹線敦賀開業に向け、来訪者の周遊滞在につながる宿泊事業者への支援を進めてまいります。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。新幹線開通も踏まえまして、宿泊客の満足度を高めるためには、各部屋の施設やWi-Fi環境の充実、また、浴槽整備などが不可欠と思います。また、ワーケーションスペースの増設等についても、今後は大きく伸びるものもあると思いますので、よろしくをお願いします。

さらなる要望につきましては、県に強く呼びかけていただく一方、民宿等の雇用を幅広く聞きながら、1軒でも多く助成ができるようお願いをしたいと思います。

それでは、第4番目の質問といたしまして、ソフト面の充実と強化ということでお聞きいたします。

まず、1点目といたしまして、特に宿泊施設関係者など観光事業者のおもてなし教育について、どのように取り組んでいくのか。

また、2点目といたしまして、人材育成については、どのように考え、後継者に魅力を伝えていくための取組を考えているのか。

3点目といたしまして、ICTの活用が重要な施策になっております。そのためには、デジタルに対応する人材の育成と強化が必要と考えますが、そのところの所見をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、次に、観光のソフト面の充実と強化につきましてお答えをさせていただきます。

昨年度改訂を行いました第3次若狭町観光振興ビジョンをもとに、今回の観光振興に

取り組んでいくため、今年度より官民一体となった「若狭町観光振興ビジョン推進会議」を設置しており、現状把握や検証などを行いながら、ビジョンのソフト、ハード両面での進捗管理を行っております。

おもてなし教育につきましては、来訪者の立場に立った、質の高い、心のこもった観光案内や紹介ができるよう、町内及び周辺の新たな観光施設等を見学し学ぶ現地研修会を観光協会が中心となり10月に実施いたしました。民宿の女将さんをはじめ、観光関係者25名の御参加があったところであります。

来訪者に優しく、癒しを与え、再度訪れたいくなる、やすらぎの宿を育成するためにも接遇や新作料理等の研修も大切であることから、今後も定期的に計画し、実施していきたいと考えております。

また、若狭町の観光の柱である民宿を活性化させ、今後も多くの観光客に訪れていただくためにも後継者の育成が重要であると考えております。

特色のある民宿を末長く引き継いでいくためには、現在、地元で民宿経営に携わる次世代の若手経営者を組織化し、それぞれが抱える悩みや地域の課題を組織で考え、解決に導いていく体制を整えるとともに、地域で成功している事例を検証することで、経営の意欲向上を図り、後継者の育成につなげていくことが必要です。

昨今、情報通信技術（ICT）は、私たちの生活に身近なものとなっており、観光誘客を推進していく上で欠かせないものとなっています。ウェブサイトだけでなく、ブログやツイッター（Twitter）等のSNSやユーチューブ等の動画サイトを活用した情報発信による効果は年々拡大しております。

また、ワーケーションの受入れを推進していく上でも通信環境の整備が重要です。しかし、情報通信技術を観光誘客の推進のために活用していく上で、気軽に相談でき、指導者となる人材が不足していることから、導入方法や効果的な活用方法等を習得するためには、商工会との連携により、それぞれの施設に合った研修会の開催や個別指導により、観光事業者のスキルアップに努めてまいります。

北陸新幹線敦賀駅開業を間近に控え、若狭町観光振興ビジョンで定めた基本理念「都びとより愛されし食と雅遊の国（まち）若狭町」の実現を目指し、官民一体となって観光誘客に取り組んでまいりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

大変ありがとうございました。実は先日もある民宿経営者とちょっと話をしておりましたら、こんな先が見えない状況では、息子に民宿も継がせんしと言って、いろいろ嘆いておられました。また、最近でも、民宿の跡継ぎに入ったものの、結局は家を継がずに町外に出ていった民宿経営の家も何軒かあるとお聞きしました。

このような厳しい状況にぜひ歯止めをかけるためにも、やはりそれと多様化する社会情勢、特にこの観光業に対応する取組が早期に必要なだと思います。

また、おもてなし教育やデジタル対応などに対応できる人材育成も必要と思いますので、ぜひアンケートなどで現状を把握していただきながら、官民一体となった人づくり、また、後継者づくりを大至急取り組んでいただきたいと思っております。

若狭町の観光は何十年も引き継がれて今日に至っております。昔は、町と民宿の経営者が魚を手に何度も京阪神や中京に出向き、新鮮な魚を食べてもらい、地道に常神半島をPRしながら、観光客の誘致をされてきました。

今、コロナで状況も変わりましたが、今も昔と同じで、やはり観光客を呼び込むには、人と人とのつながりがまず第一番だと思います。もう一度、元気が出る若狭町を観光の町・若狭町に向け、町民と職員が一致団結して頑張っていたいただきたいと思っております。

特に観光未来創造化の職員の皆様には、観光のエキスパートとして、また、町内外の観光関係者や観光業者、また、マスコミ等にも深いつながりがありますので、ぜひ地の利を十分発揮しながら、若狭町観光の発信者としてお務めいただきたいと思っております。

最後に、観光も継続が必要だと思いますので、やはり5年、10年とつながる観光関係の人材育成を強くお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時35分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

3番、西村 毅君。

西村 毅君の質問時間は午後3時39分までとします。

○3番（西村 毅君）

最後の質問になります。

私からは、地域活動における被災時の補償の考え方について質問をさせていただきます

す。

地域で開催されるイベントに参加し、地域に暮らす方々とのつながりを深めることや地域が抱える様々な課題の解決に向けた取組を行うことを地域活動というふうには私は理解しております。

そして、あわせて、地域活動はボランティア活動の中の一つということでもあらうと思います。

ここで、地域が抱える様々な課題の解決に向けた取組を行うということの目指すものは、住みよい社会をつくることということにならうと思います。

そこで、その活動は多岐にわたります。

地域活動の一例を申し上げますと、日常のごみ出しから始まり、回覧板を回したり、夜番に回ったり、地域や区の役員、組長になったりといったローカルルールに始まり、地域のお祭りや運動会、文化祭、敬老会といった行事、さらには、総出などの清掃活動や自然災害が発生した場合の災害復旧対応等、多くの内容があると思います。そして、そのいろんな活動の基本には、常に安全第一、安全最優先の取組が大原則であると考えます。

こうした活動を行う中で、時には滑って転んだり、石に蹴つまずいてけがをしたり、また、危険な状況での活動も余儀なくされることもあります。

例えば、非常時での災害復旧や大雪での屋根雪下ろし、大雨での地崩れや山津波発生時の復旧活動等も含め、危険と背中合わせの場でもあります。

そういった活動は、ボランティア精神と仲間意識と責任感があって、その行動につながるということになります。そこまではいいんですが、その中で、残念なことに、やはり活動の中で、ある一定数、少ない数ではありますが、事故が発生し、そのうちの幾らかは人身災害につながり、お医者さんにお世話になる事例も発生することになります。

先日、町民の方から、「数年前に町のほうから独居老人宅の屋根の雪下ろしの依頼を受けたことがある。素人がボランティアで行ったとき、もしもの事故の際にちゃんとした補償はあるのかな」という質問を受けました。

そこで、総務課に問い合わせ、確認をさせていただきました。

その回答は、今のところ、各区に自主防災会が組織され、そこで、区長さんの指揮の下で対応がなされている。補償についても、区ごとにそれぞれが自治体活動保険などに加入をされ、補償の対応をされているとの回答でございました。

そこで、質問の内容ですが、まず、現在、自主防災会が組織されている集落は町内にどれぐらいあるのでしょうか。

また、その組織率についてもお願いします。

それから、あわせて、町内の各区における自治体活動保険（ボランティア保険）に類する保険への加入状況と、その補償額の状況についてお尋ねします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、西村議員の御質問にお答えします。

現在、町内91集落のうち、自主防災会が組織化されている集落は67集落となっております。このことから、組織化されている割合は73.6%となります。

また、各集落における自治会活動保険等への加入状況及びその補償額につきましては、各集落において自主的に独自の保険に加入されているという現状から、町では把握をしておりません。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。自主防災会が組織されている集落は、町内の73.6%、約4分の3の集落は組織されているということが分かりました。そうすると、あと残りの4分の1はまだ組織化がされていないということになります。町として、自主防災会の組織化に向けては、今後どのように考えておられますでしょうか。

また、組織化が必要だという判断、もちろんそうだと思いますが、組織化に向けた動きとしては、具体的にどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

木下環境安全課長。

○環境安全課長（木下忠幸君）

それでは、お答えします。

自主防災会につきましては、地域防災を担う大変重要な組織であると考えており、自主防災会に対する補助制度を設け、その活動を支援しているところでございます。

また、自主防災会が組織化されていない集落に対しましても、支援制度のお知らせを毎年お渡しし、組織化を検討いただいているところでございます。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。地域防災を担う重要な組織であるという認識であり、私もそう思います。自主防災会の組織率を高める努力を今後とも継続してお願いをしたいと思えます。

冒頭の最初の質問の答弁の中でもありましたんですが、若狭町では集落単位で補償に加入するという事になっているということでございます。

調べてみますと、全国的に、行政、つまり市町村単位で自治体活動保険などに加入しているところも多数あるということが分かりました。

そこで、次の質問ですが、若狭町では、町単位での保険の加入ではなく、各区、各集落ごとで保険加入を行うやり方を選択しているということの考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

議員御指摘のとおり、補償内容の詳しい状況は把握しておりませんが、全国の中には自治体単位で保険に加入されている情報も見受けられます。

本町としての災害補償保険の加入につきましては、全国並びに福井県の町村会が推奨する全国町村会総合賠償補償保険に加入しております。

この保険制度は、町が所有、また、使用、管理する施設の瑕疵あるいは町の業務遂行上の過失に起因する事故について、町が損害賠償責任を負う場合の損害に対して保険金の支払いがされるものです。したがって、町が主催する事業や業務で、町の管理下で行われることが前提となっており、細かな要件などはありますが、町が正式に依頼したボランティア作業により傷害を被られた場合には、補償される契約内容となっております。

保険制度には様々な契約内容のものがありますが、保険料と補償内容が基本であり、その内容に納得して加入するのが制度の趣旨であると考えております。

各集落における活動は、行事や祭事等、内容や規模、回数など様々であり、町として、全ての集落の状況を把握し、一律に町民の皆様が納得される保険料と補償内容への保険に加入することは難しいと考えており、各集落におきまして、区民の皆様の同意を得ながら、独自の保険に加入され、自主的かつ円滑な活動をされていると理解しております。そのため、本町では、一般的な補償内容となっている全国並びに福井県の町村会が推奨する全国町村会総合賠償補償保険に加入して、町としても不測の事態に備えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。ただいまの答弁のポイントは、まず、町として主催の行事、活動に対しては補償しますということが答弁の中にありました。ちょっと言葉を変えますと、区で行う行事、活動については町では補償しませんということだと思います。なので、区で責任を持って準備してください、こういうことだと理解をしました。

私としては、ほかの市町村でも多数入っておられますように、町で1つの補償に入り、町民全てをカバーするというほうがベストではないかなというふうに考えております。ぜひ一度、また検討していただきたいと思います。

しかし、現状は、町としては、集落ごとに加入するというルールでございますので、そのことを集落にも、「集落の責任として必要の有無を集落で判断してください」ということをしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。

あわせて、保険の加入状況について、町として把握をしていただき、加入に向けて、強要ではございませんが、しょうようしていただくようお願いをしたいと思います。

何か事故が起きてから、「町が補償の手続をしているもんやと思とった」、住民の方から言われることのないようによろしくお願ひしたいと思います。

全ての町民が何らかのセフティーネットがかかっている状況をつくって、安心して地域活動ができるような、そういう環境をつくっていただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

一般質問が終わりました。

お諮りします。議案審査のため、明日7日から16日までの10日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、明日7日から16日までの10日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。御苦労さまでした。

（午後 2時53分 散会）